

# 新温泉町水防計画

令和6年2月修正

新温泉町



# 新 温 泉 町 水 防 計 画

## 目 次

第1章	総則	1
第2章	水防の責任	1
第3章	水防機構と事務（作業）分担	2
第1節	機構	2
第2節	事務分担	2
第4章	水防態勢及び活動	2
第1節	水防態勢	2
第2節	非常配備の種類	3
第3節	非常配備につく時期及び解除	3
第4節	出動	4
第5節	水防解除	4
第6節	気象の観測・監視及び報告	4
第7節	警戒区域等の監視	7
第5章	住民に対する周知方法	44
第6章	情報連絡先	45
第7章	輸送及び水防設備の確保	45
第8章	警察署との協定	45
第9章	避難のための立退	46
第10章	水防記録	46
第11章	報告	46
付表1		48
付表2		49



# 新温泉町水防計画

## 第1章 総則

この計画は水防法（以下「法」という）第3条に基づき、第1条の目的を達成するために、管内の河川等に対する水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及び水門の操作、水防のための消防機関の活動、水防管理団体間の協力及び応援並びに水防に必要な器具資材等の整備と運用等についての実施大綱を示したものである。

なお、この計画を災害対策基本法第42条第2項に基づく水防に関する防災計画とする。本計画における定義は、法第2条の定義によるものである。

## 第2章 水防の責任

### 1 水防管理団体の責任

水防組織、水防施設、器具資材を整備し区域内の水防を十分に果さなければならない。（法第3条）

### 2 兵庫県水防本部の責任

県下における水防態勢と組織の確立強化を図ると共に、水防管理団体が行う水防が十分行われるようにその指導に努めなければならない。（県水防計画）

### 3 気象庁の責任

気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社、その他の報道機関の協力を求めてこれを一般に周知させなければならない。（法第10条）

### 4 国土交通大臣又は兵庫県知事の責任

国土交通大臣又は兵庫県知事は、各々の指定した河川、海岸について洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めるときは水防警報を発令しなければならない。（法第16条）

### 5 官署及び事業所等の責任

水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるよう、専用通信施設の使用について協力しなければならない。（法第27条）

### 6 住民の責任

常に気象状況等に注意し、やむを得ない場合があるときは水防に従事する等協力しなければならない。（法第24条）

また、平素から、町が作成するハザードマップを熟読し、有事の際の迅速な対応ができるよう備えておく。

## 第3章 水防機構と事務（作業）分担

### 第1節 機構

町内における水防を統轄するため、水防本部を設置し本部事務所を新温泉町役場内に置く。

災害対策本部が町に設置されたときは、この「水防本部」の組織は「新温泉町災害対策本部」にそのままの形で吸収される。（新温泉町地域防災計画風水害等対策計画編第2章第1節）

#### 1 水防の機構

付表1のとおり

#### 2 本部の設置

町長は次の場合、水防本部を設置する。

- (1) 水防指令を発令したとき
- (2) 水防に係る気象警報及び水防警報が発令されたとき
- (3) その他、水防に係る災害が発生し、又は、発生する恐れがある場合で、その対策、もしくは防災上必要なとき

### 第2節 事務分担

本町における水防担当者の事務（作業）分担は付表2の水防本部事務分掌のとおりとする。ただし、分担の課においては、各班を応援するものとする。又、班員以外の者は本部長の指示により応援するものとする。

#### 1 水防担当区域

水防区域は、各消防分団管轄区域を分団の水防区域とする。

#### 2 水防連絡会

町内の水防態勢を強化し、水防活動が円滑に行われるよう次の諸団体で水防連絡会を組織し、水防管理者が必要に応じ随時開催する。

- (1) 新温泉土木事務所
- (2) 但馬県民局
- (3) 美方警察署
- (4) 美方広域消防本部
- (5) 新温泉町消防団

## 第4章 水防態勢及び活動

### 第1節 水防態勢

気象台及び県水防本部から水防に関する注意報及び警報の発令があったとき、又は水防活動の必要があると認めたときは水防態勢に入るものとする。

## 第2節 非常配備の種類

### 1 水防準備態勢

水防指令の発令が予想されるとき、関係本部員による情報の収集、調査を行う。

### 2 第1号非常配備態勢

少数の人員をもって主として情報連絡に当り事態の推移によって直ちに招集その他の活動ができる態勢とする。

### 3 第2号非常配備態勢

所属人員の約半数をもって当り、水防事態が発生すればそのまま水防活動ができる態勢とする。

### 4 第3号非常配備態勢

所属人員の全員をもって当る態勢とする。

## 第3節 非常配備につく時期及び解除

非常配備につく時期及び解除については、下記基準により本部から指令する。

### 1 待機及び準備

第1号指令（第1号非常配備態勢につくべき指令）

今後の気象情報及び水位又は潮位に注意し、警戒を必要とするが具体的な水防活動に至るまでかなりの時間的余裕があると認められるとき指令する。

### 2 出動指令

(1) 第2号指令（第2号非常配備態勢につくべき指令）

ア 河川の水位が水防団待機水位に達し、なお、上昇のおそれがあり、水防事態の発生が予想されるとき

イ 町域に小規模の水防事態が発生したとき

ウ 津波注意報が発表されたとき

(2) 第3号指令（第3号非常配備態勢につくべき指令）

ア 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき

イ 町域に水防事態が発生し、第2号非常配備態勢では処理しかねるとき

ウ 水防警報又は津波警報、大津波警報が発表されたとき

警戒態勢をとる場合の基準雨量例（消防庁）

	前日までの連続雨量が100mm以上であった場合	前日までの連続雨量が40～100mmであった場合	前日までの降雨がない場合
第1警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越えたとき	当日の日雨量が80mmを越えたとき	当日の日雨量が100mmを越えたとき
第2警戒態勢	当日の日雨量が50mmを越え、時間雨量で30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が80mmを越え、時間雨量で30mm程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が100mmを越え、時間雨量で30mm程度の強雨が降り始めたとき

### 3 解除

水位が水防団待機水位以下に減じたとき、又は他に危険が全くなかったとき。

## 第4節 出動

### 1 出動準備

河川の水位が水防団待機水位に達し、今後の雨量の増大が予想されるとき水防本部長は水防準備を命ずる。

### 2 作業出動

本部長は次の場合、建設課長、町民安全課長、総務課長に命じ関係職員を出動させ、警戒配備につかせるものとする。なお、必要に応じて消防団長に命じ、消防団員の出動を求めることができる。

- (1) 河川の水位がはん濫注意水位に達したとき
- (2) ため池の危険が切迫したとき
- (3) 水防警報が発せられたとき
- (4) その他危険な状態が生じたとき

### 3 居住者出動

法第24条に基づき水防のため、緊急の必要があるときは本部長等の命により、区域内に居住する者又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができるものとする。

### 4 自衛隊出動

非常事態下において県知事を通じて自衛隊の出動を要請する。ただし、急を要する場合は後刻知事に報告するものとする。

### 5 岸田川水系味原川放水路味原川樋門の操作

岸田川の洪水による味原川放水路への逆流を防止するため、岸田川側の水位がT.P. +1.59メートル以上となったときは兵庫県新温泉土木事務所が町と連携して操作判断をし、消防団が樋門操作を行う。

## 第5節 水防解除

河川の水位が水防団待機水位以下に減じ、水害の危険がなくなったとき、あるいは水防活動の必要がなくなったとき水防態勢を解除し住民等に周知する。

## 第6節 気象の観測・監視及び報告

### 1 雨量・水位の観測及び報告

当町の雨量計の設置場所は8ヶ所、水位計の設置箇所は6箇所であり下表のとおりである。降雨、水位の観測データはオンラインによる収集とし、観測機器は町民安全課に設置している。機器管理者は観測記録を保管しなければならない。

当町の所管の機器管理者は次の事項につき観測し報告するものとする。

- (1) 時間降雨量10mmを超えたときから、10mmを超えるごとに、雨量を報告する。なお、降雨が止んだときは、総雨量の報告を行う。
- (2) (1)以外であっても、本部長が必要と判断した場合は、雨量の観測報告を求めることができるものとする。
- (3) 水位計の監視については、次のとおりとし状況を本部長に速報しなければならない。

- ア 水防団待機水位に達したときから、この水位が下がるまでの間の各時間ごとの水位
- イ はん濫注意水位に達したとき
- ウ 最高水位とそれに達した時刻
- エ はん濫注意水位を下回ったとき
- オ 水防団待機水位を下回ったとき

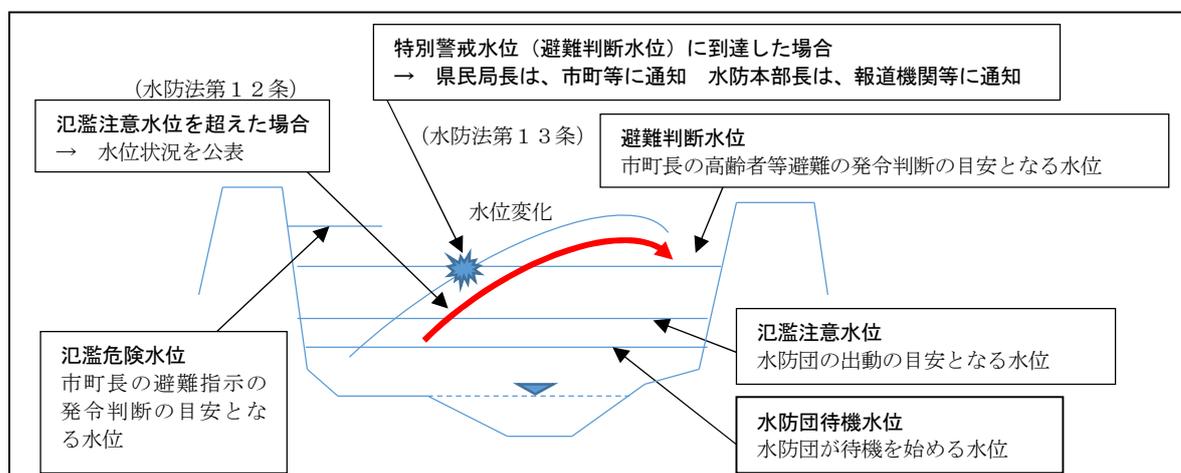
(4) 雨量計の設置場所

名 称	所 在 地	管理者	電話番号
温泉総合支所	新温泉町湯	神戸海洋気象台	82-31111
新温泉土木	新温泉町芦屋	新温泉土木事務所	82-31441
温泉観測所	新温泉町竹田	新温泉土木事務所	82-31441
前観測所	新温泉町前	新温泉土木事務所	82-31441
対田観測所	新温泉町対田	新温泉土木事務所	82-31441
諸寄観測所	新温泉町諸寄	新温泉土木事務所	82-31441
久斗山観測所	新温泉町久斗山	新温泉土木事務所	82-31441
多子観測所	新温泉町多子	新温泉土木事務所	82-31441

(5) 水位計の設置場所

区分 \ 所在地	戸田 (岸田川)	竹田 (岸田川)	諸寄 (大栃川)	対田 (久斗川)
水防団待機水位 (通報水位)	1.40m	0.50m	0.80m	1.50m
はん濫注意水位 (警戒水位)	2.40m	1.10m	1.40m	2.20m
避難判断水位 (特別警戒水位)	2.90m	1.30m	2.00m	2.80m
はん濫危険水位 (危険水位)	3.20m	1.80m	2.10m	3.10m

水位周知河川における情報提供



洪水予報の種類・発表基準・警戒レベル

種 類	発表基準	警戒レベル
はん濫注意情報 「洪水注意報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫注意水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・はん濫注意水位以上で、かつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき</li> <li>・避難判断水位に到達したが、水位の上昇が見込まれないとき</li> </ul>	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
はん濫警戒情報 「洪水警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険水位に到達すると見込まれるとき</li> <li>・避難判断水位に到達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・はん濫危険情報を発表中に、はん濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）</li> <li>・避難判断水位を超える状態が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）</li> </ul>	高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
はん濫危険情報 「洪水警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・急激な水位上昇によりまもなくはん濫危険水位を超え、さらに水位の上昇が見込まれるとき</li> <li>・はん濫危険水位に到達したとき</li> <li>・はん濫危険水位を超える状態が継続しているとき</li> </ul>	いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。
はん濫発生情報 又は はん濫発生情報 (はん濫水の予報)  「洪水警報」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫が発生したとき</li> <li>・はん濫が継続しているとき</li> </ul>	新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
はん濫注意情報 (警戒情報解除)  「洪水注意報 (警報解除)」	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫危険情報又ははん濫警戒情報を発表中に、避難判断水位を下回った場合（はん濫注意水位を下回った場合を除く）</li> <li>・はん濫警戒情報発表中に、水位の上昇が見込められなくなったとき（はん濫危険水位に達した場合を除く）</li> </ul>	ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
はん濫注意情報 解除 (洪水注意報解除)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・はん濫発生情報、はん濫危険情報、はん濫警戒情報又ははん濫注意情報を発表中に、はん濫注意水位を下回り、はん濫のおそれがなくなったとき</li> </ul>	

## (6) 積雪計の設置場所

観測所名	設置箇所	路線名	管理者	設置年月
春来	新温泉町春来	県道湯谷和田線	新温泉土木事務所	平成6年12月
久谷	新温泉町久谷	国道178号	新温泉土木事務所	平成7年12月
切畑	新温泉町切畑	県道丸味竹田線	新温泉土木事務所	平成7年12月
田中	新温泉町岸田	県道若桜湯村温泉線	新温泉土木事務所	平成8年12月
久斗山	新温泉町久斗山	県道山田浜坂線	新温泉土木事務所	平成10年12月
諸寄	新温泉町諸寄	国道178号	新温泉土木事務所	平成12年12月
伊角	新温泉町伊角	県道熊谷味取線	新温泉土木事務所	平成17年12月
高山	新温泉町歌長	町道歌長高山線	新温泉町	
数久谷	新温泉町歌長	町道高山金屋線	新温泉町	
切畑	新温泉町切畑	町道丹土切畑線	新温泉町	
塩山	新温泉町塩山	町道飯野塩山線	新温泉町	
海上	新温泉町海上	町道海上河合谷線	新温泉町	
青下	新温泉町青下	町道田中青下线	新温泉町	

## 第7節 警戒区域等の監視

水防本部長の命を受けた者及び消防団員は平時において、水防活動が予測されるような場所及び海岸、河川、ため池、その他危険箇所の巡視を行い、異常事態を発見、又は発生したときは、直ちに水防本部長に連絡しなければならない。

## (1) 地すべり防止区域（危険河川）

区域名	面積 (ha)	告示 年月日	告示 番号	指定区域	
				大字	字
丹土	56.69	S 35. 8. 29	1833	丹土	藤尾、下田、下岩隈、大の田、菖蒲池 中縄手、岩隈、尾崎、向田、野田、家の下 城の前、中ノ坪、竹の下、中島、小丹土 長田、長谷坂、油、引土、曲畑、畑中、沈田 下中、横尾下、横尾、殿村、中村、小林 桂畑、常登、上中、田岡、横道、一反畑 赤坂、
中辻	26.08	S 35. 8. 29	1833	中辻	孤岩、田尻、前田、上前田、殿垣、釜ヶ尻 野中、中山、音材、立道
前	58.57	S 35. 8. 29	1833	前	利経、北垣、小林、向川原、中道、寸原 越原、滝谷、城向、桜坪、上家永、家永 西垣、サフケ田、中土井、上杉山、追原 ハフキ、栃本、梨木、上川原、中ノ坪、くゑ 松立、多子、門中、西山、其田、杉山、坂岩 大平、下家永、出合
内山	28.02	S 35. 8. 29	1833	内山	井出ノ上、フリアガリ、何連、八久保田 アネンバ、向、桂淵、海尻、世川、寺本下 味取田、寺本、出合、大ッン田、イカダ尾 寺本奥、此ノ下、さが、越ジ、水屋、丘 堂ノ尾

海上	61.05	S 35. 8. 29	1833	海上	浮田ノ里、八正下、池成、下ラコ、橋詰 上滝の谷、中津エ田、梨木谷、高田、上高田 セスガ谷、クゼン畑、取合尾、尾の谷、若栃 口尾谷、大谷口、上ノ山、ヲトシ、赤城平 向山、村中、児島平
切畑	15.95	S 35. 8. 29	1833	切畑	計田、黒杉、柳原、村中、高畔、岩風呂 平林、奥川、岡田、西畑、郎道、落ヶ鼻
桐岡	7.45	S 35. 8. 29	1833	桐岡	シラジ田、橋詰、下田、大般ニヤ、藤尾 湯田、前原、石田
多子	61.00	S 35. 8. 29	1833	多子	大木の下、小山、川原、下土井、中村 奥土井、林ノ首、池町、安岡、石原、甲丹田 清水、峠の前、スグ谷、マセバ、平野 小ブケ、赤坂、水落シ、曲町、内の池 下大平ル、中大平ル、飛岡、ボケガ平ル 上大平ル、松ヶ坂、長作
飯野	38.26	S 35. 8. 29	1833	飯野	向ウツシヤ、山本、藤尾、ウツシヤ、尾田 マトバ、竹ヶ端、神田川原、麦田

(2) 地すべり警戒区域

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	境	境	33,393	県告第228号	H26. 3. 14
2	宮の谷	久斗山	8,790	県告第228号	H26. 3. 14
3	古市	古市	63,078	県告第228号	H26. 3. 14
4	三谷	三谷	6,654	県告第228号	H26. 3. 14
5	桧尾	桧尾	20,115	県告第228号	H26. 3. 14
6	高山	高山	107,937	県告第228号	H26. 3. 14
7	歌長	歌長	44,585	県告第228号	H26. 3. 14
8	多子	多子	155,025	県告第228号	H26. 3. 14
9	切畑	切畑	25,944	県告第228号	H26. 3. 14
10	桐岡	桐岡	1,100,219	県告第228号	H26. 3. 14
11	丹土	丹土	272,405	県告第228号	H26. 3. 14
12	中辻	中辻	228,984	県告第228号	H26. 3. 14
13	飯野	飯野	286,709	県告第228号	H26. 3. 14
14	塩山	塩山	343,297	県告第228号	H26. 3. 14
15	前	前	25,066	県告第228号	H26. 3. 14
16	岸田	岸田	31,292	県告第228号	H26. 3. 14
17	青下	青下	37,241	県告第228号	H26. 3. 14
18	鐘尾	鐘尾	26,119	県告第228号	H26. 3. 14
19	千谷	千谷	105,228	県告第228号	H26. 3. 14
20	内山	内山	182,624	県告第228号	H26. 3. 14
21	越坂	越坂	89,692	県告第228号	H26. 3. 14

22	海上	海上		県告第701号	R4. 5. 31
23	久斗山	久斗山		県告第701号	R4. 5. 31
24	大山	久斗山		県告第701号	R4. 5. 31
25	春来	春来		県告第701号	R4. 5. 31
26	中山	湯		県告第701号	R4. 5. 31
27	細田	細田		県告第701号	R4. 5. 31
28	歌長	歌長		県告第701号	R4. 5. 31
29	中辻北	中辻北		県告第701号	R4. 5. 31

(3) 急傾斜地崩壊危険区域

区域名	所在地	面積(ha)	告示年月日	告示番号
諸寄	諸寄	2.66	S45. 6. 19	県告第 778号
奥町	諸寄	1.27	H11. 8. 20	県告第1217号
三尾	三尾	0.52	S45. 6. 19	県告第 778号
三尾(2)	三尾	1.45	S49. 2. 12	県告第 266号
小三尾	三尾	0.87	H6. 3. 25	県告第 503号
釜屋	釜屋	1.30	S50. 3. 4	県告第 400号
釜屋(2)	釜屋	0.47	S55. 3. 28	県告第 733号
宇都野	浜坂	0.49	H8. 3. 22	県告第 466号
居組	居組	0.72	S57. 3. 26	県告第 794号
向町	居組	1.77	S60. 3. 22	県告第 464号
二日市	二日市	1.17	H5. 4. 13	県告第 698号
芦屋	芦屋	0.65	H11. 8. 20	県告第1217号
田井	田井	1.08	H13. 3. 21	県告第 422号
久谷	久谷	1.23	H13. 10. 12	県告第1257号
久谷(3)	久谷	1.03	H15. 2. 7	県告第 161号
指杭	指杭	3.22	H16. 2. 17	県告第 183号
赤崎	赤崎	1.52	H17. 3. 29	県告第 431号
七釜	七釜	0.23	H17. 7. 5	県告第 779号
温泉	湯	1.12	S45. 6. 19	県告第 778号
歌長	歌長	1.50	(S55. 3. 28) H6. 2. 22	(県告第 733号) 県告第 262号
歌長(2)	歌長	0.87	H15. 2. 25	県告第 243号
数久谷	歌長	2.49	(S59. 2. 24) S62. 7. 21	(県告第 375号) 県告第1145号
桧尾	桧尾	0.72	S47. 2. 12	県告第 192号
稲負谷	湯	1.79	S58. 3. 29	県告第 977号
西稲負谷	湯	0.51	H元. 2. 25	県告第 255号

湯	湯	0.77	H10. 9. 29	県告第1396号
細田	細田	0.49	S60. 3. 22	県告第 464号
天神	細田	0.78	H元. 2. 25	県告第 255号
千谷	千谷	1.94	H3. 2. 26	県告第 299号
千原	千原	1.01	H14. 3. 26	県告第 451号
大門	飯野	2.78	H15. 3. 28	県告第 440号
井土	井土	2.75	H16. 7. 20	県告第 907号
宮脇	宮脇	2.40	(H17. 9. 13) H26. 11. 11	(県告第 986号) 県告第1004号
岸田	岸田	3.06	H17. 9. 13	県告第 986号
居組 (2)	居組	1.11	H18. 12. 11	県告第1238号
久斗山	久斗山	1.44	H21. 3. 10	県告第 268号
諸寄 (2)	諸寄	0.38	H26. 10. 31	県告第 963号
奥町	諸寄	1.27	H11. 8. 20	県告第1217号
久谷 (4)	久谷	0.43	H24. 9. 25	県告第1265号
温泉 (2)	湯	0.11	H31. 2. 19	県告第 136号
歌長 (3)	歌長	0.87	H26. 10. 31	県告第 964号
金屋	金屋	0.72	H26. 10. 28	県告第 940号
三谷	三谷	0.55	H26. 11. 11	県告第1001号

(4) 急傾斜地崩壊警戒区域 I (人家5戸以上等の箇所)

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	三尾① I	三尾	140722.6	県告第838号	H19.8.7
2	三尾 (2) I	三尾	39695.67	県告第838号	H19.8.7
3	小三尾 I	三尾	41919.42	県告第838号	H19.8.7
4	小三尾 (2) I	三尾	20885.48	県告第838号	H19.8.7
5	赤崎 (1) I	赤崎	10056	県告第838号	H19.8.7
6	藤尾 I	藤尾	12322.09	県告第838号	H19.8.7
7	久斗山 (3) ① I	久斗山	31784	県告第838号	H19.8.7
8	本谷 I	久斗山	14248.13	県告第838号	H19.8.7
9	田井 (3) I	田井	24621.96	県告第838号	H19.8.7
10	指杭 (1) I	指杭	26192.31	県告第838号	H19.8.7
11	二日市 I	二日市	13685.74	県告第838号	H19.8.7
12	七釜 (2) I	七釜	5350.46	県告第838号	H19.8.7
13	新市 I	新市	27558.74	県告第838号	H19.8.7
14	用土 I	用土	11701.05	県告第838号	H19.8.7
15	田君 I	田君	14883.15	県告第838号	H19.8.7

16	三谷 (2) I	三谷	29199.04	県告第838号	H19.8.7
17	三谷緑町 I	三谷	4177.21	県告第838号	H19.8.7
18	浜坂宇都野町 (2) I	浜坂	20000.67	県告第838号	H19.8.7
19	宇都野町 I	浜坂	17670.27	県告第838号	H19.8.7
20	奥町 I	諸寄	9263	県告第838号	H19.8.7
21	諸寄② I	諸寄	22167.11	県告第838号	H19.8.7
22	釜屋 (2) I	諸寄	25511.68	県告第838号	H19.8.7
23	釜屋 I	諸寄	19252	県告第838号	H19.8.7
24	居組 I	居組	5712	県告第838号	H19.8.7
25	諸寄① I	諸寄	4987	県告第838号	H19.8.7
26	諸寄③ I	諸寄	19642.19	県告第838号	H19.8.7
27	久斗山 (3) ② I	久斗山	9480	県告第838号	H19.8.7
28	諸寄 (4) I	諸寄	7464.52	県告第838号	H19.8.7
29	浜坂 (1) I	浜坂	12384.06	県告第838号	H19.8.7
30	三谷 (4) I	三谷	15371.08	県告第838号	H19.8.7
31	三谷 (5) I	三谷	2548.53	県告第838号	H19.8.7
32	三谷 (6) I	三谷	18759.2	県告第838号	H19.8.7
33	田君 (2) I	田君	29082.65	県告第838号	H19.8.7
34	用土 (2) I	用土	6678.33	県告第838号	H19.8.7
35	高末 (2) I	高末	25299.51	県告第838号	H19.8.7
36	高末 (3) I	高末	10556.35	県告第838号	H19.8.7
37	三尾 (3) I	三尾	10836	県告第838号	H19.8.7
38	和田 (2) I	和田	9968.99	県告第838号	H19.8.7
39	対田 (1) II	対田	3861.25	県告第838号	H19.8.7
40	栃谷口 (2) I	熊谷	15891	県告第405号	H22.3.30
41	栃谷口 (3) I	熊谷	21085	県告第405号	H22.3.30
42	仁蓮寺 I	熊谷	44822	県告第405号	H22.3.30
43	金屋 (1) I	今岡	33347	県告第405号	H22.3.30
44	数久谷 I	歌長	27674	県告第405号	H22.3.30
45	金屋 (2) I	今岡	19334	県告第405号	H22.3.30
46	城坂① I	井土	21659	県告第405号	H22.3.30
47	細田 I	細田	23784	県告第405号	H22.3.30
48	温泉 I	湯	12471	県告第405号	H22.3.30
49	高山 I	歌長	42465	県告第405号	H22.3.30
50	歌長 I	歌長	24681	県告第405号	H22.3.30
51	西稻負谷 I	湯	11601	県告第405号	H22.3.30
52	湯 I	湯	10910	県告第405号	H22.3.30
53	切畑 I	切畑	12292	県告第405号	H22.3.30
54	丹土 I	丹土	9231	県告第405号	H22.3.30

55	飯野 (1) I	飯野	20849	県告第405号	H22. 3. 30
56	大門 I	飯野	52569	県告第405号	H22. 3. 30
57	飯野 (2) ① I	飯野	17602	県告第405号	H22. 3. 30
58	千原 I	千原	19230	県告第405号	H22. 3. 30
59	鐘尾 (1) ① I	鐘尾	50875	県告第405号	H22. 3. 30
60	鐘尾 (2) I	鐘尾	13376	県告第405号	H22. 3. 30
61	千谷 I	千谷	26950	県告第405号	H22. 3. 30
62	岸田 I	岸田	48722	県告第405号	H22. 3. 30
63	向山 I	海上	20613	県告第405号	H22. 3. 30
64	海上 I	海上	12256	県告第405号	H22. 3. 30
65	鐘尾 (1) ② I	鐘尾	60467	県告第405号	H22. 3. 30
66	城坂② I	井土	10870	県告第405号	H22. 3. 30
67	数久谷② I	歌長	22237	県告第405号	H22. 3. 30
68	数久谷③ I	歌長	16629	県告第405号	H22. 3. 30
69	千谷 (3) I	千谷	3695	県告第405号	H22. 3. 30
70	海上 (2) I	海上	11210	県告第405号	H22. 3. 30
71	鐘尾 (3) I	鐘尾	9203	県告第405号	H22. 3. 30
72	竹田 (4) I	竹田	12311	県告第405号	H22. 3. 30
73	竹田 (5) I	竹田	4975	県告第405号	H22. 3. 30
74	竹田 (6) I	竹田	14635	県告第405号	H22. 3. 30
75	竹田 (8) I	竹田	5564	県告第405号	H22. 3. 30
76	飯野 (3) I	飯野	32142	県告第405号	H22. 3. 30
77	飯野 (4) I	飯野	7703	県告第405号	H22. 3. 30
78	塩山 (1) I	塩山	11583	県告第405号	H22. 3. 30
79	今岡 (2) I	今岡	33887	県告第405号	H22. 3. 30
80	井土 (2) I	井土	31561	県告第405号	H22. 3. 30
81	井土 (3) I	井土	7375	県告第405号	H22. 3. 30
82	細田 (4) I	細田	8596	県告第405号	H22. 3. 30
83	細田 (5) I	細田	7087	県告第405号	H22. 3. 30
84	細田 (6) I	細田	11459	県告第405号	H22. 3. 30
85	湯 (2) I	湯	21975	県告第405号	H22. 3. 30
86	湯 (3) I	湯	24186	県告第405号	H22. 3. 30
87	湯 (4) I	湯	17416	県告第405号	H22. 3. 30
88	湯 (7) I	湯	7649	県告第405号	H22. 3. 30
89	湯 (8) I	湯	7578	県告第405号	H22. 3. 30
90	湯 (9) I	湯	33473	県告第405号	H22. 3. 30
91	湯 (10) I	湯	3333	県告第405号	H22. 3. 30
92	湯 (13) I	湯	7736	県告第405号	H22. 3. 30
93	湯 (14) I	湯	11516	県告第405号	H22. 3. 30

94	中辻 (1) I	中辻	13671	県告第405号	H22. 3. 30
95	歌長 (3) I	歌長	8519	県告第405号	H22. 3. 30
96	歌長 (6) I	歌長	5012	県告第405号	H22. 3. 30
97	歌長 (7) I	歌長	10153	県告第405号	H22. 3. 30
98	熊谷 (1) I	熊谷	35830	県告第405号	H22. 3. 30
99	熊谷 (2) I	熊谷	21175	県告第405号	H22. 3. 30
100	塩山 (8) II	塩山	4809	県告第405号	H22. 3. 30
101	今岡 (3) II	今岡	32345	県告第405号	H22. 3. 30
102	細田 (7) II	細田	10628	県告第405号	H22. 3. 30
103	湯 (19) II	湯	6492	県告第405号	H22. 3. 30
104	歌長 (15) II	歌長	11977	県告第405号	H22. 3. 30
105	切畑 (5) II	切畑	12664	県告第405号	H22. 3. 30
106	熊谷 (7) II	熊谷	6951	県告第405号	H22. 3. 30
107	伊角 (6) II	伊角	6705	県告第405号	H22. 3. 30
108	伊角 (7) II	伊角	13217	県告第405号	H22. 3. 30
109	伊角 (9) II	伊角	20672	県告第405号	H22. 3. 30
110	千原 (8) III	千原	13034	県告第405号	H22. 3. 30
111	井土 (7) III	井土	24866	県告第405号	H22. 3. 30
112	千原(9) I	千原	8080	県告第235号	H27. 3. 24
113	湯(23) I	湯	7183	県告第235号	H27. 3. 24
114	春来(15) I	春来	2062	県告第235号	H27. 3. 24
115	居組 (9)	居組	9014	県告第235号	H27. 3. 24
116	諸寄 (16)	諸寄	20600	県告第235号	H27. 3. 24
117	諸寄 (20)	諸寄	7896	県告第235号	H27. 3. 24
118	諸寄 (21)	諸寄	5177	県告第235号	H27. 3. 24
119	七釜(5)	七釜	10, 468	県告第235号	H27. 3. 24
120	赤崎 (1) I-2	赤崎	14684	県告第98号	R2. 1. 31
121	和田 I-2	和田	23479	県告第98号	R2. 1. 31
122	久谷 (2) I-2	久谷	6722	県告第98号	R2. 1. 31
123	久斗山 (1) I-2	久斗山	23952	県告第98号	R2. 1. 31
124	田井 (1) I-2	田井	19, 130	県告第98号	R2. 1. 31
125	指杭 (2) I-2	指杭	25, 928	県告第98号	R2. 1. 31
126	七釜 (2) I-2	七釜	4375. 43	県告第98号	R2. 1. 31
127	三谷緑町 I-2	三谷	10326. 53	県告第98号	R2. 1. 31
128	奥町 I-2	諸寄	21337	県告第98号	R2. 1. 31
129	向町 I-2	居組	11192	県告第98号	R2. 1. 31
130	居組 I-2	居組	15329	県告第98号	R2. 1. 31
131	諸寄① I-2	諸寄	14787	県告第98号	R2. 1. 31
132	三尾③ I-2	三尾	6471	県告第98号	R2. 1. 31

133	千谷 (12) I	千谷	42273	県告第1019号	H30. 11. 30
134	天神 (2) I	細田	12179	県告第1019号	H30. 11. 30
135	稲負谷 (2) I	湯	39380	県告第1019号	H30. 11. 30

(5) 急傾斜地崩壊警戒区域Ⅱ (人家1～4戸の箇所)

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	下住川 I	和田	4343.08	県告第838号	H19. 8. 7
2	久谷 (1) I	久谷	18095.61	県告第838号	H19. 8. 7
3	久谷 (2) I	久谷	3435	県告第838号	H19. 8. 7
4	正法庵 (2) ① I	正法庵	6660	県告第838号	H19. 8. 7
5	久斗山 (1) I	久斗山	1636	県告第838号	H19. 8. 7
6	久斗山 (2) ① I	久斗山	5513.78	県告第838号	H19. 8. 7
7	田井 (1) I	田井	15754	県告第838号	H19. 8. 7
8	田井 (2) I	田井	10333	県告第838号	H19. 8. 7
9	対田 (2) I	対田	11433.61	県告第838号	H19. 8. 7
10	七釜 (1) I	七釜	15773.46	県告第838号	H19. 8. 7
11	古市 I	古市	5913.3	県告第838号	H19. 8. 7
12	居組 (2) ① I	居組	11564.6	県告第838号	H19. 8. 7
13	向町 I	居組	2875	県告第838号	H19. 8. 7
14	三尾② I	三尾	12840.81	県告第838号	H19. 8. 7
15	三尾③ I	三尾	13490	県告第838号	H19. 8. 7
16	諸寄 (2) I	諸寄	9947.53	県告第838号	H19. 8. 7
17	諸寄 (5) I	諸寄	6054.21	県告第838号	H19. 8. 7
18	芦屋 (2) I	芦屋	4779.22	県告第838号	H19. 8. 7
19	芦屋 (3) I	芦屋	9086.4	県告第838号	H19. 8. 7
20	指杭 (3) I	指杭	8468.4	県告第838号	H19. 8. 7
21	二日市 (2) I	二日市	5647.97	県告第838号	H19. 8. 7
22	七釜 (3) I	七釜	8407.15	県告第838号	H19. 8. 7
23	七釜 (4) I	七釜	12969.8	県告第838号	H19. 8. 7
24	久谷 (3) I	久谷	1271.49	県告第838号	H19. 8. 7
25	久斗山 (4) I	久斗山	13628.41	県告第838号	H19. 8. 7
26	境 (1) I	境	2019.1	県告第838号	H19. 8. 7
27	居組 (4) Ⅱ	居組	3953.01	県告第838号	H19. 8. 7
28	居組 (5) Ⅱ	居組	1001.25	県告第838号	H19. 8. 7
29	居組 (6) Ⅱ	居組	10614.15	県告第838号	H19. 8. 7
30	釜屋 (3) Ⅱ	諸寄	8658	県告第838号	H19. 8. 7
31	諸寄 (6) Ⅱ	諸寄	7278.78	県告第838号	H19. 8. 7

32	諸寄 (8) II	諸寄	1213.5	県告第838号	H19.8.7
33	諸寄 (9) II	諸寄	12286.12	県告第838号	H19.8.7
34	諸寄 (10) II	諸寄	4370.98	県告第838号	H19.8.7
35	芦屋 (4) II	芦屋	14526.27	県告第838号	H19.8.7
36	芦屋 (5) II	芦屋	11042.57	県告第838号	H19.8.7
37	浜坂 (2) II	浜坂	691.87	県告第838号	H19.8.7
38	浜坂 (3) II	浜坂	1887.43	県告第838号	H19.8.7
39	浜坂 (4) II	浜坂	221.93	県告第838号	H19.8.7
40	清富 (2) II	清富	67760.89	県告第838号	H19.8.7
41	三谷 (7) II	三谷	8061.22	県告第838号	H19.8.7
42	三谷 (8) II	三谷	4743.52	県告第838号	H19.8.7
43	古市 (2) II	古市	6346.59	県告第838号	H19.8.7
44	古市 (3) II	古市	6298.7	県告第838号	H19.8.7
45	古市 (4) II	古市	1234.11	県告第838号	H19.8.7
46	指杭 (4) II	指杭	2218.13	県告第838号	H19.8.7
47	指杭 (5) II	指杭	2621.95	県告第838号	H19.8.7
48	二日市 (3) II	二日市	8362.08	県告第838号	H19.8.7
49	二日市 (5) II	二日市	2861.72	県告第838号	H19.8.7
50	田井 (4) II	田井	2088.35	県告第838号	H19.8.7
51	田井 (5) II	田井	7965.65	県告第838号	H19.8.7
52	対田 (3) II	対田	3759.54	県告第838号	H19.8.7
53	対田 (4) II	対田	8608.77	県告第838号	H19.8.7
54	赤崎 (4) II	赤崎	10060.49	県告第838号	H19.8.7
55	赤崎 (7) II	赤崎	10304.7	県告第838号	H19.8.7
56	高末 (4) II	高末	14275.62	県告第838号	H19.8.7
57	正法庵 (2) ②II	正法庵	3964.78	県告第838号	H19.8.7
58	久谷 (4) II	久谷	2704.12	県告第838号	H19.8.7
59	久谷 (5) II	久谷	2813.54	県告第838号	H19.8.7
60	久谷 (6) II	久谷	3735	県告第838号	H19.8.7
61	辺地II	辺地	4956.15	県告第838号	H19.8.7
62	藤尾 (2) II	藤尾	14785.77	県告第838号	H19.8.7
63	藤尾 (3) II	藤尾	6133.02	県告第838号	H19.8.7
64	境 (2) II	境	6923	県告第838号	H19.8.7
65	境 (3) II	境	1186.62	県告第838号	H19.8.7
66	久斗山 (2) ②II	久斗山	3278.12	県告第838号	H19.8.7
67	久斗山 (5) II	久斗山	6519.04	県告第838号	H19.8.7
68	久斗山 (6) II	久斗山	2660.96	県告第838号	H19.8.7
69	久斗山 (7) II	久斗山	3574.61	県告第838号	H19.8.7
70	境大味 (1) II	境	8626.24	県告第838号	H19.8.7

71	境大味 (2) II	境	622	県告第838号	H19. 8. 7
72	境中小屋 (1) II	境	5465	県告第838号	H19. 8. 7
73	境中小屋 (2) II	境	3905. 47	県告第838号	H19. 8. 7
74	赤崎 (8) II	赤崎	7270. 13	県告第838号	H19. 8. 7
75	三谷 (9) III	三谷	3755. 09	県告第838号	H19. 8. 7
76	二日市 (6) III	二日市	10440. 19	県告第838号	H19. 8. 7
77	二日市 (7) III	二日市	12252. 66	県告第838号	H19. 8. 7
78	赤崎 (8) III	赤崎	12609. 15	県告第838号	H19. 8. 7
79	赤崎 (10) III	赤崎	16929	県告第838号	H19. 8. 7
80	和田 (5) III	和田	16539. 6	県告第838号	H19. 8. 7
81	桧尾① I	桧尾	9357	県告第405号	H19. 8. 7
82	今岡 I	今岡	18103	県告第 405 号	H22. 3. 30
83	稲負谷 I	湯	15626	県告第 405 号	H22. 3. 30
84	宮脇 I	宮脇	1525	県告第 405 号	H22. 3. 30
85	田中 I	岸田	11448	県告第 405 号	H22. 3. 30
86	千谷 (2) I	千谷	23872	県告第 405 号	H22. 3. 30
87	内山 (1) I	内山	9108	県告第 405 号	H22. 3. 30
88	内山 (3) I	内山	11907	県告第 405 号	H22. 3. 30
89	竹田 (1) I	竹田	15752	県告第 405 号	H22. 3. 30
90	竹田 (2) I	竹田	12298	県告第 405 号	H22. 3. 30
91	竹田 (3) I	竹田	10551	県告第 405 号	H22. 3. 30
92	竹田 (7) I	竹田	12568	県告第 405 号	H22. 3. 30
93	井土 (1) I	井土	10627	県告第 405 号	H22. 3. 30
94	細田 (2) I	細田	38208	県告第 405 号	H22. 3. 30
95	細田 (3) I	細田	10025	県告第 405 号	H22. 3. 30
96	湯 (5) I	湯	9428	県告第 405 号	H22. 3. 30
97	湯 (15) I	湯	9961	県告第 405 号	H22. 3. 30
98	熊谷 (7) I	熊谷	14453	県告第 405 号	H22. 3. 30
99	伊角 (1) I	伊角	1458	県告第 405 号	H22. 3. 30
100	千谷 (5) II	千谷	2111	県告第 405 号	H22. 3. 30
101	内山 (4) II	内山	614	県告第 405 号	H22. 3. 30
102	内山 (5) II	内山	5885	県告第 405 号	H22. 3. 30
103	内山 (6) II	内山	6608	県告第 405 号	H22. 3. 30
104	内山 (7) II	内山	9598	県告第 405 号	H22. 3. 30
105	内山 (8) II	内山	10403	県告第 405 号	H22. 3. 30
106	内山 (9) II	内山	5610	県告第 405 号	H22. 3. 30
107	内山 (10) II	内山	2261	県告第 405 号	H22. 3. 30
108	越坂 (1) II	越坂	12611	県告第 405 号	H22. 3. 30
109	越坂 (2) II	越坂	4977	県告第 405 号	H22. 3. 30

110	越坂 (3) II	越坂	6402	県告第 405 号	H22. 3. 30
111	越坂 (4) II	越坂	12789	県告第 405 号	H22. 3. 30
112	越坂 (5) II	越坂	4840	県告第 405 号	H22. 3. 30
113	海上 (3) II	海上	5362	県告第 405 号	H22. 3. 30
114	石橋 (2) II	海上	5618	県告第 405 号	H22. 3. 30
115	田中 (4) II	石橋	1123	県告第 405 号	H22. 3. 30
116	田中 (5) II	切畑	2050	県告第 405 号	H22. 3. 30
117	鐘尾 (4) II	岸田	32228	県告第 405 号	H22. 3. 30
118	千原 (3) II	鐘尾	17060	県告第 405 号	H22. 3. 30
119	千原 (4) II	千原	11447	県告第 405 号	H22. 3. 30
120	千原 (5) II	千原	5735	県告第 405 号	H22. 3. 30
121	千原 (6) II	千原	22010	県告第 405 号	H22. 3. 30
122	竹田 (9) II	竹田	7787	県告第 405 号	H22. 3. 30
123	竹田 (10) II	竹田	18440	県告第 405 号	H22. 3. 30
124	竹田 (11) II	竹田	5410	県告第 405 号	H22. 3. 30
125	竹田 (12) II	竹田	21191	県告第 405 号	H22. 3. 30
126	飯野 (2) ②II	飯野	11722	県告第 405 号	H22. 3. 30
127	飯野 (5) II	飯野	13556	県告第 405 号	H22. 3. 30
128	飯野 (6) II	飯野	4570	県告第 405 号	H22. 3. 30
129	飯野 (7) II	飯野	5223	県告第 405 号	H22. 3. 30
130	飯野 (8) II	飯野	10313	県告第 405 号	H22. 3. 30
131	飯野 (9) II	飯野	5468	県告第 405 号	H22. 3. 30
132	飯野 (10) II	飯野	4566	県告第 405 号	H22. 3. 30
133	飯野 (11) II	飯野	4298	県告第 405 号	H22. 3. 30
134	塩山 (2) II	塩山	3251	県告第 405 号	H22. 3. 30
135	塩山 (3) II	塩山	2839	県告第 405 号	H22. 3. 30
136	塩山 (5) II	塩山	1021	県告第 405 号	H22. 3. 30
137	塩山 (6) II	塩山	912	県告第 405 号	H22. 3. 30
138	塩山 (7) II	塩山	2157	県告第 405 号	H22. 3. 30
139	塩山 (9) II	塩山	3386	県告第 405 号	H22. 3. 30
140	塩山 (10) II	塩山	4913	県告第 405 号	H22. 3. 30
141	今岡 (4) II	今岡	5958	県告第 405 号	H22. 3. 30
142	今岡 (5) II	今岡	3069	県告第 405 号	H22. 3. 30
143	井土 (6) II	井土	20214	県告第 405 号	H22. 3. 30
144	細田 (8) II	湯	13026	県告第 405 号	H22. 3. 30
145	湯 (16) II	湯	6780	県告第 405 号	H22. 3. 30
146	湯 (17) II	湯	10779	県告第 405 号	H22. 3. 30
147	湯 (18) II	湯	1926	県告第 405 号	H22. 3. 30
148	湯 (20) II	湯	10586	県告第 405 号	H22. 3. 30

149	桐岡 (3) II	湯	4120	県告第 405 号	H22. 3. 30
150	桐岡 (4) II	桐岡	6631	県告第 405 号	H22. 3. 30
151	桐岡 (5) II	桐岡	11437	県告第 405 号	H22. 3. 30
152	桐岡 (6) II	桐岡	8641	県告第 405 号	H22. 3. 30
153	丹土 (2) II	丹土	3285	県告第 405 号	H22. 3. 30
154	中辻 (3) II	中辻	1395	県告第 405 号	H22. 3. 30
155	歌長 (8) II	歌長	5128	県告第 405 号	H22. 3. 30
156	歌長 (9) II	歌長	4044	県告第 405 号	H22. 3. 30
157	歌長 (12) II	歌長	1896	県告第 405 号	H22. 3. 30
158	歌長 (13) II	歌長	15491	県告第 405 号	H22. 3. 30
159	歌長 (14) II	歌長	12338	県告第 405 号	H22. 3. 30
160	多子 (1) II	多子	12246	県告第 405 号	H22. 3. 30
161	多子 (2) II	多子	4602	県告第 405 号	H22. 3. 30
162	多子 (3) II	多子	2572	県告第 405 号	H22. 3. 30
163	多子 (4) II	多子	4045	県告第 405 号	H22. 3. 30
164	多子 (5) II	多子	1063	県告第 405 号	H22. 3. 30
165	多子 (6) II	多子	1658	県告第 405 号	H22. 3. 30
166	切畑 (3) II	切畑	950	県告第 405 号	H22. 3. 30
167	切畑 (4) II	切畑	302	県告第 405 号	H22. 3. 30
168	春来 (1) II	春来	11477	県告第 405 号	H22. 3. 30
169	春来 (2) II	春来	8882	県告第 405 号	H22. 3. 30
170	春来 (3) II	春来	4451	県告第 405 号	H22. 3. 30
171	春来 (4) II	春来	15224	県告第 405 号	H22. 3. 30
172	春来 (5) II	春来	13257	県告第 405 号	H22. 3. 30
173	春来 (7) II	春来	44061	県告第 405 号	H22. 3. 30
174	春来 (9) II	春来	3782	県告第 405 号	H22. 3. 30
175	春来 (11) II	春来	5638	県告第 405 号	H22. 3. 30
176	熊谷 (3) II	熊谷	12886	県告第 405 号	H22. 3. 30
177	熊谷 (5) II	熊谷	14375	県告第 405 号	H22. 3. 30
178	熊谷 (6) II	熊谷	15756	県告第 405 号	H22. 3. 30
179	熊谷 (8) II	熊谷	9529	県告第 405 号	H22. 3. 30
180	熊谷 (9) II	熊谷	3902	県告第 405 号	H22. 3. 30
181	熊谷 (10) II	熊谷	7343	県告第 405 号	H22. 3. 30
182	熊谷 (11) II	熊谷	1581	県告第 405 号	H22. 3. 30
183	伊角 (2) II	熊谷	3531	県告第 405 号	H22. 3. 30
184	伊角 (3) II	伊角	9239	県告第 405 号	H22. 3. 30
185	伊角 (4) II	伊角	1066	県告第 405 号	H22. 3. 30
186	伊角 (5) II	伊角	795	県告第 405 号	H22. 3. 30
187	伊角 (8) II	伊角	1049	県告第 405 号	H22. 3. 30

188	伊角 (10) II	伊角	5383	県告第 405 号	H22. 3. 30
189	伊角 (11) II	伊角	510	県告第 405 号	H22. 3. 30
190	桧尾②II	伊角	14096	県告第 405 号	H22. 3. 30
191	桧尾③II	桧尾	11665	県告第 405 号	H22. 3. 30
192	岸田 (2) II	桧尾	3572	県告第 405 号	H22. 3. 30
193	岸田 (3) II	岸田	21192	県告第 405 号	H22. 3. 30
194	井土 (7) II	岸田	61746	県告第 405 号	H22. 3. 30
195	井土 (8) II	井土	1961	県告第 405 号	H22. 3. 30
196	千原 (9) III	井土	1795	県告第 405 号	H22. 3. 30
197	千原 (11) III	千原	40483	県告第 405 号	H22. 3. 30
198	湯 (21) III	千原	48938	県告第 405 号	H22. 3. 30
199	春来 (12) III	歌長	11991	県告第 405 号	H22. 3. 30
200	春来 (13) III	歌長	13675	県告第 405 号	H22. 3. 30
201	熊谷 (5) II	歌長	18055	県告第 405 号	H22. 3. 30
202	春来 (14) III	春来	20016	県告第 405 号	H22. 3. 30
203	桧尾④III	桧尾	8719	県告第 405 号	H22. 3. 30
204	千谷(9) II	千谷	2176	県告第 235 号	H27. 3. 24
205	越坂(6) II	越坂	7779	県告第 235 号	H27. 3. 24
206	千谷(11) II	千谷	6849	県告第 235 号	H27. 3. 24
207	宮脇(4) I	宮脇	6312	県告第 235 号	H27. 3. 24
208	海上(5) I	海上	3463	県告第 235 号	H27. 3. 24
209	海上(6) I	海上	1091	県告第 235 号	H27. 3. 24
210	海上(7) II	海上	24330	県告第 235 号	H27. 3. 24
211	海上(8) II	海上	4775	県告第 235 号	H27. 3. 24
212	海上(9) II	海上	1815	県告第 235 号	H27. 3. 24
213	前(1) II	前	25340	県告第 235 号	H27. 3. 24
214	前(4) II	前	1236	県告第 235 号	H27. 3. 24
215	竹田(15) II	竹田	6236	県告第 235 号	H27. 3. 24
216	千原(10) II	千原	5175	県告第 235 号	H27. 3. 24
217	飯野(13) II	飯野	30197	県告第 235 号	H27. 3. 24
218	飯野(14) III	飯野	1037	県告第 235 号	H27. 3. 24
219	塩山(12) II	塩山	2514	県告第 235 号	H27. 3. 24
220	塩山(13) II	塩山	3034	県告第 235 号	H27. 3. 24
221	岸田(4) II	岸田	1380	県告第 235 号	H27. 3. 24
222	岸田(5) II	岸田	2600	県告第 235 号	H27. 3. 24
223	竹田(16) II	竹田	2167	県告第 235 号	H27. 3. 24
224	塩山(14) II	塩山	3771	県告第 235 号	H27. 3. 24
225	塩山(15) II	塩山	781	県告第 235 号	H27. 3. 24
226	竹田(17) II	竹田	7142	県告第 235 号	H27. 3. 24

227	竹田(18)Ⅱ	竹田	1772	県告第 235 号	H27. 3. 24
228	飯野(15)Ⅱ	飯野	9775	県告第 235 号	H27. 3. 24
229	飯野(17)Ⅱ	飯野	912	県告第 235 号	H27. 3. 24
230	岸田(6)Ⅱ	岸田	7378	県告第 235 号	H27. 3. 24
231	岸田(7)Ⅱ	岸田	5688	県告第 235 号	H27. 3. 24
232	中辻(4)Ⅱ	中辻	4375	県告第 235 号	H27. 3. 24
233	今岡(6)Ⅱ	今岡	5360	県告第 235 号	H27. 3. 24
234	井土(9)Ⅱ	井土	371	県告第 235 号	H27. 3. 24
235	細田(9)Ⅱ	細田	7840	県告第 235 号	H27. 3. 24
236	湯(22)Ⅱ	湯	7025	県告第 235 号	H27. 3. 24
237	桐岡(7)Ⅱ	桐岡	1617	県告第 235 号	H27. 3. 24
238	丹土(3)Ⅱ	丹土	6188	県告第 235 号	H27. 3. 24
239	丹土(4)Ⅱ	丹土	19592	県告第 235 号	H27. 3. 24
240	丹土(5)Ⅱ	丹土	5242	県告第 235 号	H27. 3. 24
241	中辻(5)Ⅱ	中辻	6898	県告第 235 号	H27. 3. 24
242	中辻(7)Ⅰ	中辻	445	県告第 235 号	H27. 3. 24
243	丹土(6)Ⅱ	丹土	4260	県告第 235 号	H27. 3. 24
244	湯(25)Ⅱ	湯	29248	県告第 235 号	H27. 3. 24
245	多子(7)Ⅱ	多子	13872	県告第 235 号	H27. 3. 24
246	今岡(7)Ⅱ	今岡	5875	県告第 235 号	H27. 3. 24
247	金屋(3)Ⅱ	金屋	7956	県告第 235 号	H27. 3. 24
248	湯(26)Ⅱ	湯	30645	県告第 235 号	H27. 3. 24
249	湯(27)Ⅱ	湯	19606	県告第 235 号	H27. 3. 24
250	湯(28)Ⅱ	湯	2400	県告第 235 号	H27. 3. 24
251	歌長(18)Ⅱ	歌長	881	県告第 235 号	H27. 3. 24
252	湯(32)Ⅱ	湯	9797	県告第 235 号	H27. 3. 24
253	多子(8)Ⅱ	多子	3236	県告第 235 号	H27. 3. 24
254	丹土(7)Ⅱ	丹土	7311	県告第 235 号	H27. 3. 24
255	歌長(19)Ⅱ	歌長	16414	県告第 235 号	H27. 3. 24
256	切畑(6)Ⅱ	切畑	17072	県告第 235 号	H27. 3. 24
257	歌長(20)Ⅱ	歌長	12364	県告第 235 号	H27. 3. 24
258	伊角(13)Ⅱ	伊角	9782	県告第 235 号	H27. 3. 24
259	春来(16)Ⅱ	春来	229	県告第 235 号	H27. 3. 24
260	春来(17)Ⅱ	春来	6266	県告第 235 号	H27. 3. 24
261	春来(18)Ⅱ	春来	5223	県告第 235 号	H27. 3. 24
262	春来(19)Ⅰ	春来	2847	県告第 235 号	H27. 3. 24
263	居組 (10)	居組	7556	県告第 235 号	H27. 3. 24
264	居組 (11)	居組	12831	県告第 235 号	H27. 3. 24
265	諸寄 (13)	諸寄	8643	県告第 235 号	H27. 3. 24

266	諸寄 (14)	諸寄	2220	県告第 235 号	H27. 3. 24
267	諸寄 (15)	諸寄	6650	県告第 235 号	H27. 3. 24
268	諸寄 (19)	諸寄	27103	県告第 235 号	H27. 3. 24
269	諸寄 (23)	諸寄	22014	県告第 235 号	H27. 3. 24
270	諸寄 (24)	諸寄	61887	県告第 235 号	H27. 3. 24
271	諸寄 (25)	諸寄	18440	県告第 235 号	H27. 3. 24
272	浜坂 (5)	浜坂	3840	県告第 235 号	H27. 3. 24
273	三谷(11)	三谷	4, 384	県告第 235 号	H27. 3. 24
274	三谷(12)	三谷	4, 288	県告第 235 号	H27. 3. 24
275	三谷(13)	三谷	3, 630	県告第 235 号	H27. 3. 24
276	三谷(14)	三谷	5, 816	県告第 235 号	H27. 3. 24
277	七釜(6)	七釜	3, 640	県告第 235 号	H27. 3. 24
278	栃谷(2)	栃谷	4, 607	県告第 235 号	H27. 3. 24
279	栃谷(3)	栃谷	2, 115	県告第 235 号	H27. 3. 24
280	田井 (8)	田井	12068	県告第 235 号	H27. 3. 24
281	田井 (9)	田井	11006	県告第 235 号	H27. 3. 24
282	田井 (10)	田井	32109	県告第 235 号	H27. 3. 24
283	七釜(7)	七釜	8, 618	県告第 235 号	H27. 3. 24
284	七釜(8)	七釜	109, 620	県告第 235 号	H27. 3. 24
285	栃谷(6)	栃谷	780	県告第 235 号	H27. 3. 24
286	古市(5)	古市	5, 326	県告第 235 号	H27. 3. 24
287	対田(6)	対田	16, 426	県告第 235 号	H27. 3. 24
288	田井 (12)	田井	9594	県告第 235 号	H27. 3. 24
289	田井 (13)	田井	3162	県告第 235 号	H27. 3. 24
290	田井 (14)	田井	12403	県告第 235 号	H27. 3. 24
291	田井 (15)	田井	3425	県告第 235 号	H27. 3. 24
292	対田(7)	対田	9, 151	県告第 235 号	H27. 3. 24
293	用土(3)	用土	59, 844	県告第 235 号	H27. 3. 24
294	用土(4)	用土	29, 501	県告第 235 号	H27. 3. 24
295	用土(5)	用土	2, 055	県告第 235 号	H27. 3. 24
296	対田(10)	対田	2, 691	県告第 235 号	H27. 3. 24
297	対田(12)	対田	13, 765	県告第 235 号	H27. 3. 24
298	三尾(5)	三尾	245	県告第 235 号	H27. 3. 24
299	赤崎(11)	赤崎	17, 828	県告第 235 号	H27. 3. 24
300	和田(8)	和田	1, 328	県告第 235 号	H27. 3. 24
301	和田(9)	和田	26, 925	県告第 235 号	H27. 3. 24
302	和田(10)	和田	931	県告第 235 号	H27. 3. 24
303	和田(11)	和田	775	県告第 235 号	H27. 3. 24
304	和田(12)	和田	2, 462	県告第 235 号	H27. 3. 24

305	辺地(3)	辺地	14,564	県告第235号	H27.3.24
306	久谷(7)	久谷	879	県告第235号	H27.3.24
307	久谷(10)	久谷	12,199	県告第235号	H27.3.24
308	辺地(4)	辺地	5,835	県告第235号	H27.3.24
309	藤尾(6)	藤尾	9,488	県告第235号	H27.3.24
310	藤尾(7)	藤尾	2,196	県告第235号	H27.3.24
311	境(5)	境	3,397	県告第235号	H27.3.24
312	境(6)	境	9,671	県告第235号	H27.3.24
313	境(7)	境	11,414	県告第235号	H27.3.24
314	久斗山(10)	久斗山	17,478	県告第235号	H27.3.24
315	久斗山(11)	久斗山	10,017	県告第235号	H27.3.24
316	久斗山(12)	久斗山	3,058	県告第235号	H27.3.24
317	指杭(2) I-3	指杭	1,136	県告第98号	R2.1.31
318	指杭(2) I-4	指杭	7,126	県告第98号	R2.1.31
319	赤崎(6) II-2	赤崎	5337	県告第98号	R2.1.31
320	久谷(6) II-2	久谷	8147	県告第98号	R2.1.31
321	和田(13) -2	和田	3298	県告第98号	R2.1.31
322	歌長(21) II	歌長	6530	県告第1019号	H30.11.30

(6) 急傾斜地崩壊警戒区域Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
<u>1</u>	<u>和田 I</u>	<u>和田</u>	<u>3518</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>2</u>	<u>久斗山(10) III</u>	<u>久斗山</u>	<u>17182.14</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>3</u>	<u>赤崎(2) I</u>	<u>赤崎</u>	<u>7155.97</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>4</u>	<u>赤崎(3) I</u>	<u>赤崎</u>	<u>11877.94</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>5</u>	<u>指杭(2) I</u>	<u>指杭</u>	<u>5464</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>6</u>	<u>三谷(1) I</u>	<u>三谷</u>	<u>10236.11</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>7</u>	<u>浜坂宇都野町(1) I</u>	<u>浜坂</u>	<u>13868.97</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>8</u>	<u>諸寄静岡中町 I</u>	<u>諸寄</u>	<u>14686.82</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>9</u>	<u>諸寄奥町 I</u>	<u>諸寄</u>	<u>6434.7</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>10</u>	<u>居組(2) ② I</u>	<u>居組</u>	<u>5072.54</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>11</u>	<u>居組(3) I</u>	<u>居組</u>	<u>2581.83</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>12</u>	<u>諸寄(3) I</u>	<u>諸寄</u>	<u>6659.55</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>13</u>	<u>芦屋(1) I</u>	<u>芦屋</u>	<u>16865.02</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>14</u>	<u>三谷(3) I</u>	<u>三谷</u>	<u>1858.38</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>15</u>	<u>高末(1) I</u>	<u>高末</u>	<u>4229.97</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>
<u>16</u>	<u>清富(1) I</u>	<u>清富</u>	<u>6084.37</u>	<u>県告第838号</u>	<u>H19.8.7</u>

17	居組 (7) II	居組	2618.33	県告第838号	H19.8.7
18	諸寄 (7) II	諸寄	1205.57	県告第838号	H19.8.7
19	二日市 (4) II	二日市	1743.7	県告第838号	H19.8.7
20	赤崎 (5) II	赤崎	1114.26	県告第838号	H19.8.7
21	赤崎 (6) II	赤崎	2195	県告第838号	H19.8.7
22	和田 (3) II	和田	3909.74	県告第838号	H19.8.7
23	和田 (4) II	和田	1295.76	県告第838号	H19.8.7
24	諸寄 (11) III	諸寄	6546.2	県告第838号	H19.8.7
25	諸寄 (12) III	諸寄	24428.85	県告第838号	H19.8.7
26	芦屋 (6) III	芦屋	33979.11	県告第838号	H19.8.7
27	芦屋 (7) III	芦屋	26502.19	県告第838号	H19.8.7
28	清富 (3) III	清富	21099.13	県告第838号	H19.8.7
29	清富 (4) III	清富	11658.35	県告第838号	H19.8.7
30	清富 (5) III	清富	10055.94	県告第838号	H19.8.7
31	三谷 (10) III	三谷	7609.07	県告第838号	H19.8.7
32	栃谷 III	栃谷	31764.92	県告第838号	H19.8.7
33	指杭 (6) III	指杭	21576.35	県告第838号	H19.8.7
34	田井 (6) III	田井	3042.95	県告第838号	H19.8.7
35	田井 (7) III	田井	7146.62	県告第838号	H19.8.7
36	赤崎 (9) III	赤崎	9155.15	県告第838号	H19.8.7
37	高末 (5) III	高末	17086.91	県告第838号	H19.8.7
38	和田 (6) III	和田	10814.31	県告第838号	H19.8.7
39	藤尾 (4) III	藤尾	14667.44	県告第838号	H19.8.7
40	藤尾 (5) III	藤尾	19367.89	県告第838号	H19.8.7
41	久斗山 (8) III	久斗山	18180.56	県告第838号	H19.8.7
42	久斗山 (9) III	久斗山	26643.72	県告第838号	H19.8.7
43	栃谷口 (1) ① I	熊谷	8850	県告第405号	H22.3.30
44	天神 I	湯	4726	県告第405号	H22.3.30
45	栃谷口 (1) ② I	熊谷	11819	県告第405号	H22.3.30
46	千谷 (4) I	千谷	8143	県告第405号	H22.3.30
47	内山 (2) I	内山	829	県告第405号	H22.3.30
48	石橋 (1) I	石橋	4000	県告第405号	H22.3.30
49	千原 (2) I	竹田	7871	県告第405号	H22.3.30
50	湯 (6) I	湯	9125	県告第405号	H22.3.30
51	湯 (11) I	湯	17658	県告第405号	H22.3.30
52	桐岡 (1) I	桐岡	2202	県告第405号	H22.3.30
53	桐岡 (2) I	桐岡	747	県告第405号	H22.3.30
54	歌長 (1) I	歌長	15025	県告第405号	H22.3.30
55	歌長 (2) I	歌長	8464	県告第405号	H22.3.30

56	歌長 (4) I	歌長	21551	県告第405号	H22. 3. 30
57	歌長 (5) I	歌長	6812	県告第405号	H22. 3. 30
58	岸田 (1) I	岸田	25898	県告第405号	H22. 3. 30
59	千谷 (6) II	千谷	1289	県告第405号	H22. 3. 30
60	田中 (2) II	岸田	10652	県告第405号	H22. 3. 30
61	田中 (3) II	岸田	5252	県告第405号	H22. 3. 30
62	塩山 (4) II	塩山	2281	県告第405号	H22. 3. 30
63	井土 (4) II	井土	19935	県告第405号	H22. 3. 30
64	井土 (5) II	井土	14495	県告第405号	H22. 3. 30
65	中辻 (2) II	中辻	3976	県告第405号	H22. 3. 30
66	歌長 (10) II	歌長	947	県告第405号	H22. 3. 30
67	切畑 (2) II	切畑	1603	県告第405号	H22. 3. 30
68	春来 (6) II	春来	18329	県告第405号	H22. 3. 30
69	春来 (8) II	春来	3885	県告第405号	H22. 3. 30
70	春来 (10) II	春来	685	県告第405号	H22. 3. 30
71	千谷 (7) III	千谷	16337	県告第405号	H22. 3. 30
72	千谷 (8) III	千谷	21612	県告第405号	H22. 3. 30
73	宮脇 (2) III	宮脇	31919	県告第405号	H22. 3. 30
74	宮脇 (3) III	宮脇	14752	県告第405号	H22. 3. 30
75	鐘尾 (5) III	鐘尾	36452	県告第405号	H22. 3. 30
76	千原 (7) III	千原	55585	県告第405号	H22. 3. 30
77	千原 (10) III	千原	25027	県告第405号	H22. 3. 30
78	竹田 (13) III	竹田	18238	県告第405号	H22. 3. 30
79	竹田 (14) III	竹田	4029	県告第405号	H22. 3. 30
80	飯野 (12) III	飯野	14703	県告第405号	H22. 3. 30
81	歌長 (16) III	歌長	8651	県告第405号	H22. 3. 30
82	歌長 (17) III	歌長	27471	県告第405号	H22. 3. 30
83	熊谷 (12) III	熊谷	26388	県告第405号	H22. 3. 30
84	熊谷 (13) III	熊谷	17363	県告第405号	H22. 3. 30
85	千谷(10) III	千谷	4382	県告第235号	H27. 3. 24
86	海上(4) III	海上	5692	県告第235号	H27. 3. 24
87	前(2) I	前	6961	県告第235号	H27. 3. 24
88	前(3) III	前	2497	県告第235号	H27. 3. 24
89	石橋(3) III	石橋	9255	県告第235号	H27. 3. 24
90	塩山(11) III	塩山	8483	県告第235号	H27. 3. 24
91	飯野(16) III	飯野	3819	県告第235号	H27. 3. 24
92	飯野(18) II	飯野	1161	県告第235号	H27. 3. 24
93	井土(10) III	井土	2260	県告第235号	H27. 3. 24
94	湯(24) I	湯	17478	県告第235号	H27. 3. 24

95	中辻(6)Ⅲ	中辻	2137	県告第235号	H27. 3. 24
96	金屋(4)Ⅲ	金屋	2112	県告第235号	H27. 3. 24
97	湯(29)Ⅰ	湯	14727	県告第235号	H27. 3. 24
98	湯(30)Ⅲ	湯	1288	県告第235号	H27. 3. 24
99	湯(31)Ⅰ	湯	754	県告第235号	H27. 3. 24
100	伊角(12)Ⅲ	伊角	18331	県告第235号	H27. 3. 24
101	居組 (8)	居組	10547	県告第235号	H27. 3. 24
102	居組 (12)	居組	246	県告第235号	H27. 3. 24
103	居組 (13)	居組	18974	県告第235号	H27. 3. 24
104	諸寄 (17)	諸寄	637	県告第235号	H27. 3. 24
105	諸寄 (18)	諸寄	3109	県告第235号	H27. 3. 24
106	芦屋 (8)	芦屋	6959	県告第235号	H27. 3. 24
107	諸寄 (26)	芦屋	18624	県告第235号	H27. 3. 24
108	諸寄 (22)	諸寄	2029	県告第235号	H27. 3. 24
109	芦屋 (10)	芦屋	6716	県告第235号	H27. 3. 24
110	芦屋 (11)	芦屋	4626	県告第235号	H27. 3. 24
111	浜坂 (6)	浜坂	60970	県告第235号	H27. 3. 24
112	浜坂 (7)	浜坂	4676	県告第235号	H27. 3. 24
113	清富 (6)	清富	4456	県告第235号	H27. 3. 24
114	清富 (7)	清富	6679	県告第235号	H27. 3. 24
115	清富 (8)	清富	6923	県告第235号	H27. 3. 24
116	清富 (9)	清富	5492	県告第235号	H27. 3. 24
117	三谷(15)	三谷	3, 813	県告第235号	H27. 3. 24
118	栃谷(4)	栃谷	739	県告第235号	H27. 3. 24
119	栃谷(5)	栃谷	4, 237	県告第235号	H27. 3. 24
120	栃谷(7)	栃谷	7, 128	県告第235号	H27. 3. 24
121	栃谷(8)	栃谷	510	県告第235号	H27. 3. 24
122	対田(5)	対田	37, 761	県告第235号	H27. 3. 24
123	田井 (11)	田井	4016	県告第235号	H27. 3. 24
124	対田(8)	対田	10, 050	県告第235号	H27. 3. 24
125	対田(9)	対田	5, 686	県告第235号	H27. 3. 24
126	対田(11)	対田	1, 665	県告第235号	H27. 3. 24
127	高末(6)	高末	3, 663	県告第235号	H27. 3. 24
128	三尾(4)	三尾	5, 176	県告第235号	H27. 3. 24
129	和田(7)	和田	1, 079	県告第235号	H27. 3. 24
130	和田(13)	和田	1, 907	県告第235号	H27. 3. 24
131	和田(14)	和田	28, 522	県告第235号	H27. 3. 24
132	高末(7)	高末	22, 133	県告第235号	H27. 3. 24
133	辺地(2)	辺地	6, 053	県告第235号	H27. 3. 24

134	久谷(8)	久谷	3,997	県告第235号	H27.3.24
135	久谷(9)	久谷	2,674	県告第235号	H27.3.24
136	久谷(11)	久谷	2,385	県告第235号	H27.3.24
137	境(4)	境	7,491	県告第235号	H27.3.24
138	境(8)	境	738	県告第235号	H27.3.24

(7) 急傾斜地崩壊特別警戒区域Ⅰ（人家5戸以上等の箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	久斗山(3)①Ⅰ	久斗山	21896	県告第109号	R2.1.31
2	金屋(1)Ⅰ	今岡	15002	県告第1023号	H30.11.30
3	高山Ⅰ	歌長	11847	県告第1023号	H30.11.30
4	竹田(6)Ⅰ	竹田	5156	県告第1023号	H30.11.30
5	湯(9)Ⅰ	湯	19332	県告第1023号	H30.11.30
6	中辻(1)Ⅰ	中辻	5138	県告第256号	H28.3.11
7	今岡(3)Ⅱ	今岡	22867	県告第1023号	H30.11.30

(8) 急傾斜地崩壊特別警戒区域Ⅱ（人家1～4戸の箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	三尾①Ⅰ	三尾	5072	県告第109号	R2.1.31
2	三尾(2)Ⅰ	三尾	20028	県告第109号	R2.1.31
3	小三尾(2)Ⅰ	三尾	11243	県告第109号	R2.1.31
4	赤崎(1)Ⅰ	赤崎	3582	県告第109号	R2.1.31
5	下住川Ⅰ	和田	1028	県告第109号	R2.1.31
6	久谷(1)Ⅰ	久谷	8709	県告第109号	R2.1.31
7	藤尾Ⅰ	藤尾	1997	県告第109号	R2.1.31
8	久斗山(1)Ⅰ	久斗山	529	県告第109号	R2.1.31
9	久斗山(2)①Ⅰ	久斗山	4290	県告第109号	R2.1.31
10	田井(3)Ⅰ	田井	9275	県告第109号	R2.1.31
11	対田(2)Ⅰ	対田	4248	県告第109号	R2.1.31
12	七釜(1)Ⅰ	七釜	8026	県告第109号	R2.1.31
13	新市Ⅰ	新市	19781	県告第109号	R2.1.31
14	古市Ⅰ	古市	733	県告第109号	R2.1.31
15	用土Ⅰ	用土	3546	県告第109号	R2.1.31
16	浜坂宇都野町(2)Ⅰ	浜坂	5576	県告第109号	R2.1.31
17	釜屋(2)Ⅰ	釜屋	6949	県告第109号	R2.1.31

18	居組 I	居組	2589	県告第 109 号	R2. 1. 31
19	諸寄① I	諸寄	2238	県告第 109 号	R2. 1. 31
20	三尾③ I	三尾	5431	県告第 109 号	R2. 1. 31
21	久斗山 (3) ② I	久斗山	5835	県告第 109 号	R2. 1. 31
22	諸寄 (2) I	諸寄	290	県告第 109 号	R2. 1. 31
23	三谷 (6) I	三谷	5370	県告第 109 号	R2. 1. 31
24	田君 (2) I	田君	19975	県告第 109 号	R2. 1. 31
25	指杭 (3) I	指杭	3469	県告第 109 号	R2. 1. 31
26	七釜 (3) I	七釜	5805	県告第 109 号	R2. 1. 31
27	高末 (2) I	高末	12297	県告第 109 号	R2. 1. 31
28	高末 (3) I	高末	3822	県告第 109 号	R2. 1. 31
29	三尾 (3) I	三尾	2902	県告第 109 号	R2. 1. 31
30	久斗山 (4) I	久斗山	7979	県告第 109 号	R2. 1. 31
31	境 (1) I	境	340	県告第 109 号	R2. 1. 31
32	居組 (4) II	居組	1473	県告第 109 号	R2. 1. 31
33	居組 (5) II	居組	586	県告第 109 号	R2. 1. 31
34	居組 (6) II	居組	4743	県告第 109 号	R2. 1. 31
35	釜屋 (3) II	釜屋	3113	県告第 109 号	R2. 1. 31
36	清富 (2) II	清富	18505	県告第 109 号	R2. 1. 31
37	三谷 (7) II	三谷	3791	県告第 109 号	R2. 1. 31
38	古市 (2) II	古市	4616	県告第 109 号	R2. 1. 31
39	古市 (4) II	古市	197	県告第 109 号	R2. 1. 31
40	指杭 (5) II	指杭		県告第 109 号	R2. 1. 31
41	二日市 (3) II	二日市	3246	県告第 109 号	R2. 1. 31
42	田井 (4) II	田井	631	県告第 109 号	R2. 1. 31
43	田井 (5) II	田井	3157	県告第 109 号	R2. 1. 31
44	対田 (1) II	対田	984	県告第 109 号	R2. 1. 31
45	高末 (4) II	高末	8315	県告第 109 号	R2. 1. 31
46	正法庵 (2) ② II	正法庵	1552	県告第 109 号	R2. 1. 31
47	久谷 (4) II	久谷	1712	県告第 109 号	R2. 1. 31
48	久谷 (6) II	久谷	2040	県告第 109 号	R2. 1. 31
49	藤尾 (2) II	藤尾	9715	県告第 109 号	R2. 1. 31
50	藤尾 (3) II	藤尾	4126	県告第 109 号	R2. 1. 31
51	境 (3) II	境	302	県告第 109 号	R2. 1. 31
52	久斗山 (5) II	久斗山	4165	県告第 109 号	R2. 1. 31
53	久斗山 (6) II	久斗山	1255	県告第 109 号	R2. 1. 31
54	境大味 (1) II	境	3483	県告第 109 号	R2. 1. 31
55	境中小屋 (1) II	境	3343	県告第 109 号	R2. 1. 31
56	境中小屋 (2) II	境	3690	県告第 109 号	R2. 1. 31

57	赤崎 (10) Ⅲ	赤崎	7542	県告第 109 号	R2. 1. 31
58	桧尾① I	桧尾	554	県告第 1023 号	H30. 11. 30
59	仁蓮寺 I	熊谷	30977	県告第 1023 号	H30. 11. 30
60	今岡 I	今岡	11993	県告第 1023 号	H30. 11. 30
61	稲負谷 I	湯	4586	県告第 1023 号	H30. 11. 30
62	切畑 I	切畑	4216	県告第 1023 号	H30. 11. 30
63	丹土 I	丹土	3013	県告第 1023 号	H30. 11. 30
64	飯野 (2) ① I	飯野	8654	県告第 256 号	H28. 3. 11
65	鐘尾 (1) ① I	鐘尾	37350	県告第 1023 号	H30. 11. 30
66	鐘尾 (2) I	鐘尾	5560	県告第 1023 号	H30. 11. 30
67	鐘尾 (1) ② I	鐘尾	32990	県告第 1023 号	H30. 11. 30
68	内山 (1) I	内山	3404	県告第 1023 号	H30. 11. 30
69	鐘尾 (3) I	鐘尾	922	県告第 1023 号	H30. 11. 30
70	竹田 (1) I	竹田	6130	県告第 1023 号	H30. 11. 30
71	竹田 (2) I	竹田	4605	県告第 1023 号	H30. 11. 30
72	千原 (2) I	竹田	3905	県告第 1023 号	H30. 11. 30
73	竹田 (5) I	竹田	416	県告第 1023 号	H30. 11. 30
74	竹田 (7) I	竹田	3635	県告第 1023 号	H30. 11. 30
75	飯野 (3) I	飯野	13075	県告第 256 号	H28. 3. 11
76	飯野 (4) I	飯野	3284	県告第 256 号	H28. 3. 11
77	今岡 (2) I	今岡	24869	県告第 1023 号	H30. 11. 30
78	井土 (2) I	井土	15584	県告第 1023 号	H30. 11. 30
79	井土 (3) I	井土	2929	県告第 1023 号	H30. 11. 30
80	細田 (2) I	細田	20406	県告第 1023 号	H30. 11. 30
81	細田 (4) I	細田	2664	県告第 1023 号	H30. 11. 30
82	細田 (5) I	細田	2814	県告第 1023 号	H30. 11. 30
83	細田 (6) I	細田	3178	県告第 1023 号	H30. 11. 30
84	湯 (3) I	湯	5255	県告第 1023 号	H30. 11. 30
85	湯 (4) I	湯	5748	県告第 1023 号	H30. 11. 30
86	湯 (6) I	湯	4395	県告第 1023 号	H30. 11. 30
87	湯 (14) I	湯	5324	県告第 1023 号	H30. 11. 30
88	熊谷 (1) I	熊谷	12716	県告第 1023 号	H30. 11. 30
89	熊谷 (2) I	熊谷	3019	県告第 1023 号	H30. 11. 30
90	内山 (9) Ⅱ	内山	1609	県告第 1023 号	H30. 11. 30
91	越坂 (3) Ⅱ	越坂	314	県告第 1023 号	H30. 11. 30
92	越坂 (4) Ⅱ	越坂	1980	県告第 1023 号	H30. 11. 30
93	千原 (6) Ⅱ	千原	17721	県告第 1023 号	H30. 11. 30
94	竹田 (9) Ⅱ	竹田	4267	県告第 1023 号	H30. 11. 30
95	竹田 (10) Ⅱ	竹田	11070	県告第 1023 号	H30. 11. 30

96	竹田 (12) II	竹田	11063	県告第 1023 号	H30. 11. 30
97	飯野 (5) II	飯野	5604	県告第 256 号	H28. 3. 11
98	飯野 (6) II	飯野	1200	県告第 256 号	H28. 3. 11
99	飯野 (7) II	飯野	1431	県告第 256 号	H28. 3. 11
100	飯野 (8) II	飯野	4493	県告第 256 号	H28. 3. 11
101	飯野 (10) II	飯野	1820	県告第 256 号	H28. 3. 11
102	塩山 (9) II	塩山	2046	県告第 1023 号	H30. 11. 30
103	今岡 (4) II	今岡	2533	県告第 1023 号	H30. 11. 30
104	細田 (7) II	細田	2804	県告第 1023 号	H30. 11. 30
105	湯 (17) II	湯	4737	県告第 1023 号	H30. 11. 30
106	湯 (20) II	湯	5636	県告第 1023 号	H30. 11. 30
107	桐岡 (4) II	桐岡	2058	県告第 1023 号	H30. 11. 30
108	桐岡 (5) II	桐岡	4600	県告第 1023 号	H30. 11. 30
109	歌長 (13) II	歌長	8626	県告第 1023 号	H30. 11. 30
110	歌長 (15) II	歌長	3587	県告第 1023 号	H30. 11. 30
111	春来 (2) II	春来	4604	県告第 1023 号	H30. 11. 30
112	春来 (4) II	春来	8667	県告第 1023 号	H30. 11. 30
113	春来 (5) II	春来	7164	県告第 1023 号	H30. 11. 30
114	熊谷 (3) II	熊谷	6715	県告第 1023 号	H30. 11. 30
115	熊谷 (4) II	熊谷	10524	県告第 1023 号	H30. 11. 30
116	熊谷 (7) II	熊谷	1470	県告第 1023 号	H30. 11. 30
117	伊角 (3) II	伊角	603	県告第 1023 号	H30. 11. 30
118	伊角 (7) II	伊角	3977	県告第 1023 号	H30. 11. 30
119	伊角 (9) II	伊角	7384	県告第 1023 号	H30. 11. 30
120	伊角 (11) II	伊角	11470	県告第 1023 号	H30. 11. 30
121	井土 (7) III	井土	14295	県告第 1023 号	H30. 11. 30
122	春来 (13) III	歌長	8886	県告第 1023 号	H30. 11. 30
123	竹田 (15) II	竹田	4325	県告第 1023 号	H30. 11. 30
124	飯野 (17) II	飯野	42	県告第 256 号	H28. 3. 11
125	井土 (10) III	井土	1038	県告第 1023 号	H30. 11. 30
126	細田 (9) II	細田	3368	県告第 1023 号	H30. 11. 30
127	湯 (23) I	湯	2997	県告第 1023 号	H30. 11. 30
128	湯 (25) II	湯	10187	県告第 1023 号	H30. 11. 30
129	金屋 (3) II	金屋	3277	県告第 1023 号	H30. 11. 30
130	湯 (27) II	湯	6929	県告第 1023 号	H30. 11. 30
131	湯 (29) I	湯	4909	県告第 1023 号	H30. 11. 30
132	歌長 (19) II	歌長	7123	県告第 1023 号	H30. 11. 30
133	居組 (11)	居組	4992	県告第 109 号	R2. 1. 31
134	諸寄 (16)	諸寄	6862	県告第 109 号	R2. 1. 31

135	七釜(6)	七釜	1169	県告第109号	R2.1.31
136	七釜(7)	七釜	4511	県告第109号	R2.1.31
137	七釜(8)	七釜	73066	県告第109号	R2.1.31
138	対田(6)	対田	10339	県告第109号	R2.1.31
139	久斗山(11)	久斗山	2176	県告第109号	R2.1.31
140	指杭(2) I-4	指杭		県告第109号	R2.1.31

(9) 急傾斜地崩壊特別警戒区域Ⅲ（人家はないが今後新規の住宅立地等が見込まれる箇所）

番号	箇所名	字	面積	公示番号	公示日
1	和田 I	和田	2794	県告第109号	R2.1.31
2	久谷(2) I	久谷	124	県告第109号	R2.1.31
3	久斗山(10) Ⅲ	久斗山	9943	県告第109号	R2.1.31
4	正法庵(2) ① I	正法庵	2734	県告第109号	R2.1.31
5	本谷 I	久斗山	8247	県告第109号	R2.1.31
6	赤崎(2) I	赤崎	2761	県告第109号	R2.1.31
7	赤崎(3) I	赤崎	2910	県告第109号	R2.1.31
8	田井(1) I	田井	3994	県告第109号	R2.1.31
9	田井(2) I	田井	3282	県告第109号	R2.1.31
10	指杭(2) I	指杭	6025	県告第109号	R2.1.31
11	七釜(2) I	七釜	1401	県告第109号	R2.1.31
12	田君 I	田君	9872	県告第109号	R2.1.31
13	三谷(1) I	三谷	9019	県告第109号	R2.1.31
14	三谷(2) I	三谷	4692	県告第109号	R2.1.31
15	三谷緑町 I	三谷	3969	県告第109号	R2.1.31
16	浜坂宇都野町(1) I	浜坂	6971	県告第109号	R2.1.31
17	諸寄静岡中町 I	諸寄	9295	県告第109号	R2.1.31
18	諸寄奥町 I	諸寄	1410	県告第109号	R2.1.31
19	奥町 I	諸寄	1052	県告第109号	R2.1.31
20	居組(2) ① I	居組	2109	県告第109号	R2.1.31
21	向町 I	居組	1208	県告第109号	R2.1.31
22	居組(2) ② I	居組	2210	県告第109号	R2.1.31
23	三尾② I	三尾	8887	県告第109号	R2.1.31
24	諸寄(4) I	諸寄	3212	県告第109号	R2.1.31
25	諸寄(5) I	諸寄	1866	県告第109号	R2.1.31
26	芦屋(1) I	芦屋	9339	県告第109号	R2.1.31
27	浜坂(1) I	浜坂	3974	県告第109号	R2.1.31

28	三谷 (3) I	三谷	685	県告第109号	R2. 1. 31
29	三谷 (5) I	三谷	412	県告第109号	R2. 1. 31
30	二日市 (2) I	二日市	1819	県告第109号	R2. 1. 31
31	七釜 (4) I	七釜	3918	県告第109号	R2. 1. 31
32	用土 (2) I	用土	1029	県告第109号	R2. 1. 31
33	高末 (1) I	高末	3508	県告第109号	R2. 1. 31
34	和田 (2) I	和田	3998	県告第109号	R2. 1. 31
35	居組 (7) II	居組	519	県告第109号	R2. 1. 31
36	諸寄 (6) II	諸寄	2698	県告第109号	R2. 1. 31
37	諸寄 (7) II	諸寄	389	県告第109号	R2. 1. 31
38	諸寄 (8) II	諸寄	307	県告第109号	R2. 1. 31
39	芦屋 (4) II	芦屋	6961	県告第109号	R2. 1. 31
40	芦屋 (5) II	芦屋	5862	県告第109号	R2. 1. 31
41	浜坂 (2) II	浜坂	60	県告第109号	R2. 1. 31
42	浜坂 (3) II	浜坂	690	県告第109号	R2. 1. 31
43	三谷 (8) II	三谷	843	県告第109号	R2. 1. 31
44	古市 (3) II	古市	3024	県告第109号	R2. 1. 31
45	指杭 (4) II	指杭	533	県告第109号	R2. 1. 31
46	二日市 (4) II	二日市	1472	県告第109号	R2. 1. 31
47	二日市 (5) II	二日市	1086	県告第109号	R2. 1. 31
48	対田 (3) II	対田	467	県告第109号	R2. 1. 31
49	対田 (4) II	対田	2825	県告第109号	R2. 1. 31
50	赤崎 (4) II	赤崎	5055	県告第109号	R2. 1. 31
51	赤崎 (5) II	赤崎	385	県告第109号	R2. 1. 31
52	赤崎 (6) II	赤崎	613	県告第109号	R2. 1. 31
53	赤崎 (7) II	赤崎	6008	県告第109号	R2. 1. 31
54	和田 (3) II	和田	1625	県告第109号	R2. 1. 31
55	和田 (4) II	和田	1065	県告第109号	R2. 1. 31
56	辺地 II	辺地	1308	県告第109号	R2. 1. 31
57	境 (2) II	境	3368	県告第109号	R2. 1. 31
58	久斗山 (7) II	久斗山	1682	県告第109号	R2. 1. 31
59	境大味 (2) II	境	262	県告第109号	R2. 1. 31
60	赤崎 (8) II	赤崎	2397	県告第109号	R2. 1. 31
61	諸寄 (11) III	諸寄	2822	県告第109号	R2. 1. 31
62	諸寄 (12) III	諸寄	10827	県告第109号	R2. 1. 31
69	三谷 (10) III	三谷	2117	県告第109号	R2. 1. 31
70	栃谷 III	栃谷	15751	県告第109号	R2. 1. 31
71	指杭 (6) III	指杭	10379	県告第109号	R2. 1. 31
72	二日市 (6) III	二日市	3071	県告第109号	R2. 1. 31

73	二日市 (7) Ⅲ	二日市	6921	県告第109号	R2. 1. 31
74	田井 (6) Ⅲ	田井	868	県告第109号	R2. 1. 31
75	田井 (7) Ⅲ	田井	5297	県告第109号	R2. 1. 31
76	赤崎 (8) Ⅲ	赤崎	4736	県告第109号	R2. 1. 31
77	赤崎 (9) Ⅲ	赤崎	3845	県告第109号	R2. 1. 31
78	高末 (5) Ⅲ	高末	8744	県告第109号	R2. 1. 31
79	和田 (5) Ⅲ	和田	6951	県告第109号	R2. 1. 31
80	和田 (6) Ⅲ	和田	7615	県告第109号	R2. 1. 31
81	藤尾 (4) Ⅲ	藤尾	10840	県告第109号	R2. 1. 31
82	藤尾 (5) Ⅲ	藤尾	13636	県告第109号	R2. 1. 31
83	久斗山 (8) Ⅲ	久斗山	11674	県告第109号	R2. 1. 31
84	久斗山 (9) Ⅲ	久斗山	15637	県告第109号	R2. 1. 31
85	天神 I	湯	2228	県告第1023号	H30. 11. 30
86	千谷 I	千谷	13088	県告第1023号	H30. 11. 30
87	田中 I	岸田	3706	県告第1023号	H30. 11. 30
88	海上 I	海上	717	県告第1023号	H30. 11. 30
89	栃谷口 (1) ② I	熊谷	5904	県告第1023号	H30. 11. 30
90	千谷 (2) I	千谷	10688	県告第1023号	H30. 11. 30
91	千谷 (4) I	千谷	2877	県告第1023号	H30. 11. 30
92	内山 (3) I	内山	4627	県告第1023号	H30. 11. 30
93	海上 (2) I	海上	2869	県告第1023号	H30. 11. 30
94	竹田 (3) I	竹田	6032	県告第1023号	H30. 11. 30
95	竹田 (4) I	竹田	877	県告第1023号	H30. 11. 30
96	井土 (1) I	井土	5438	県告第1023号	H30. 11. 30
97	細田 (3) I	細田	5869	県告第1023号	H30. 11. 30
98	湯 (2) I	湯	3624	県告第1023号	H30. 11. 30
99	湯 (5) I	湯	1114	県告第1023号	H30. 11. 30
100	湯 (8) I	湯	467	県告第1023号	H30. 11. 30
101	湯 (11) I	湯	2198	県告第1023号	H30. 11. 30
102	湯 (13) I	湯	3555	県告第1023号	H30. 11. 30
103	湯 (15) I	湯	3163	県告第1023号	H30. 11. 30
104	歌長 (4) I	歌長	20984	県告第1023号	H30. 11. 30
105	熊谷 (7) I	熊谷	1783	県告第1023号	H30. 11. 30
106	岸田 (1) I	岸田	1854	県告第1023号	H30. 11. 30
107	内山 (5) Ⅱ	内山	1605	県告第1023号	H30. 11. 30
108	内山 (6) Ⅱ	内山	457	県告第1023号	H30. 11. 30
109	内山 (7) Ⅱ	内山	8374	県告第1023号	H30. 11. 30
110	内山 (8) Ⅱ	内山	6101	県告第1023号	H30. 11. 30
111	内山 (10) Ⅱ	内山	1077	県告第1023号	H30. 11. 30

112	越坂 (1) II	越坂	2699	県告第1023号	H30. 11. 30
113	越坂 (5) II	越坂	1941	県告第1023号	H30. 11. 30
114	海上 (3) II	海上	1456	県告第1023号	H30. 11. 30
115	田中 (2) II	岸田	5234	県告第1023号	H30. 11. 30
116	田中 (3) II	岸田	2045	県告第1023号	H30. 11. 30
117	田中 (4) II	切畑	188	県告第1023号	H30. 11. 30
118	鐘尾 (4) II	鐘尾	23955	県告第1023号	H30. 11. 30
119	千原 (3) II	千原	6819	県告第1023号	H30. 11. 30
120	千原 (4) II	千原	7278	県告第1023号	H30. 11. 30
121	千原 (5) II	千原	2083	県告第1023号	H30. 11. 30
122	竹田 (11) II	竹田	3049	県告第1023号	H30. 11. 30
123	飯野 (2) ②II	飯野	5353	県告第256号	H28. 3. 11
124	飯野 (9) II	飯野	1757	県告第256号	H28. 3. 11
125	今岡 (5) II	今岡	1376	県告第1023号	H30. 11. 30
126	井土 (4) II	井土	14396	県告第1023号	H30. 11. 30
127	井土 (5) II	井土	5742	県告第1023号	H30. 11. 30
128	井土 (6) II	井土	13914	県告第1023号	H30. 11. 30
129	細田 (8) II	湯	8669	県告第1023号	H30. 11. 30
130	湯 (16) II	湯	3582	県告第1023号	H30. 11. 30
131	湯 (19) II	湯	1316	県告第1023号	H30. 11. 30
132	丹土 (2) II	丹土	933	県告第1023号	H30. 11. 30
133	中辻 (2) II	中辻	2124	県告第256号	H28. 3. 11
134	中辻 (3) II	中辻	436	県告第256号	H28. 3. 11
135	歌長 (9) II	歌長	1306	県告第1023号	H30. 11. 30
136	歌長 (14) II	歌長	3425	県告第1023号	H30. 11. 30
137	多子 (1) II	多子	3011	県告第1023号	H30. 11. 30
138	多子 (4) II	多子	868	県告第1023号	H30. 11. 30
139	切畑 (5) II	切畑	3670	県告第1023号	H30. 11. 30
140	春来 (3) II	春来	2609	県告第1023号	H30. 11. 30
141	春来 (7) II	春来	19888	県告第1023号	H30. 11. 30
142	熊谷 (5) II	熊谷	7904	県告第1023号	H30. 11. 30
143	熊谷 (6) II	熊谷	3167	県告第1023号	H30. 11. 30
144	熊谷 (11) II	熊谷	1829	県告第1023号	H30. 11. 30
145	伊角 (2) II	伊角	5122	県告第1023号	H30. 11. 30
146	伊角 (6) II	伊角	1338	県告第1023号	H30. 11. 30
147	伊角 (8) II	伊角	1495	県告第1023号	H30. 11. 30
148	桧尾②II	桧尾	3135	県告第1023号	H30. 11. 30
149	岸田 (2) II	岸田	15902	県告第1023号	H30. 11. 30
150	岸田 (3) II	岸田	36675	県告第1023号	H30. 11. 30

151	千谷 (7) Ⅲ	千谷	10261	県告第1023号	H30. 11. 30
152	宮脇 (2) Ⅲ	宮脇	18674	県告第1023号	H30. 11. 30
153	宮脇 (3) Ⅲ	宮脇	6881	県告第1023号	H30. 11. 30
154	鐘尾 (5) Ⅲ	鐘尾	20535	県告第1023号	H30. 11. 30
155	千原 (7) Ⅲ	千原	34680	県告第1023号	H30. 11. 30
156	千原 (8) Ⅲ	千原	6061	県告第1023号	H30. 11. 30
157	千原 (9) Ⅲ	千原	30336	県告第1023号	H30. 11. 30
158	千原 (10) Ⅲ	千原	13959	県告第1023号	H30. 11. 30
159	千原 (11) Ⅲ	千原	27146	県告第1023号	H30. 11. 30
160	竹田 (13) Ⅲ	竹田	8728	県告第1023号	H30. 11. 30
161	飯野 (12) Ⅲ	飯野	7504	県告第256号	H28. 3. 11
162	歌長 (16) Ⅲ	歌長	6215	県告第1023号	H30. 11. 30
163	歌長 (17) Ⅲ	歌長	15767	県告第1023号	H30. 11. 30
164	春來 (12) Ⅲ	歌長	6609	県告第1023号	H30. 11. 30
165	春來 (14) Ⅲ	春來	11084	県告第1023号	H30. 11. 30
166	熊谷 (12) Ⅲ	熊谷	14305	県告第1023号	H30. 11. 30
167	桧尾④Ⅲ	桧尾	1044	県告第1023号	H30. 11. 30
168	千谷(9)Ⅱ	千谷	812	県告第1023号	H30. 11. 30
169	越坂(6)Ⅱ	越坂	2116	県告第1023号	H30. 11. 30
170	宮脇(4)Ⅰ	宮脇	3584	県告第1023号	H30. 11. 30
171	海上(4)Ⅲ	海上	1191	県告第1023号	H30. 11. 30
172	海上(5)Ⅰ	海上	1437	県告第1023号	H30. 11. 30
173	海上(8)Ⅱ	海上	83	県告第1023号	H30. 11. 30
174	前(1)Ⅱ	前	3787	県告第1023号	H30. 11. 30
175	前(2)Ⅰ	前	2063	県告第1023号	H30. 11. 30
176	千原(9)Ⅰ	千原	3024	県告第1023号	H30. 11. 30
177	千原(10)Ⅱ	千原	3246	県告第1023号	H30. 11. 30
178	飯野(13)Ⅱ	飯野	17806	県告第256号	H28. 3. 11
179	飯野(14)Ⅲ	飯野	452	県告第256号	H28. 3. 11
180	塩山(12)Ⅱ	塩山	331	県告第1023号	H30. 11. 30
181	塩山(13)Ⅱ	塩山	146	県告第1023号	H30. 11. 30
182	竹田(16)Ⅱ	竹田	462	県告第1023号	H30. 11. 30
183	竹田(17)Ⅱ	竹田	679	県告第1023号	H30. 11. 30
184	飯野(15)Ⅱ	飯野	3746	県告第256号	H28. 3. 11
185	飯野(16)Ⅲ	飯野	1157	県告第256号	H28. 3. 11
186	飯野(18)Ⅱ	飯野	236	県告第256号	H28. 3. 11
187	岸田(6)Ⅱ	岸田	955	県告第1023号	H30. 11. 30
188	岸田(7)Ⅱ	岸田	1573	県告第1023号	H30. 11. 30
189	中辻(4)Ⅱ	中辻	947	県告第256号	H28. 3. 11

190	今岡(6)Ⅱ	今岡	0	県告第1023号	H30. 11. 30
191	湯(22)Ⅱ	湯	2287	県告第1023号	H30. 11. 30
192	丹土(3)Ⅱ	丹土	1161	県告第1023号	H30. 11. 30
193	丹土(4)Ⅱ	丹土	864	県告第1023号	H30. 11. 30
194	丹土(5)Ⅱ	丹土	1196	県告第1023号	H30. 11. 30
195	中辻(5)Ⅱ	中辻	1778	県告第256号	H28. 3. 11
196	中辻(6)Ⅲ	中辻	585	県告第256号	H28. 3. 11
197	多子(7)Ⅱ	多子	4592	県告第1023号	H30. 11. 30
198	今岡(7)Ⅱ	今岡	798	県告第1023号	H30. 11. 30
199	湯(26)Ⅱ	湯	9599	県告第1023号	H30. 11. 30
200	湯(28)Ⅱ	湯	861	県告第1023号	H30. 11. 30
201	丹土(7)Ⅱ	丹土	2441	県告第1023号	H30. 11. 30
202	歌長(20)Ⅱ	歌長	1354	県告第1023号	H30. 11. 30
203	伊角(13)Ⅱ	伊角	4816	県告第1023号	H30. 11. 30
204	居組(8)	居組	2044	県告第109号	R2. 1. 31
205	居組(9)	居組	1491	県告第109号	R2. 1. 31
206	居組(10)	居組	3693	県告第109号	R2. 1. 31
207	居組(13)	居組	7512	県告第109号	R2. 1. 31
208	諸寄(14)	諸寄	539	県告第109号	R2. 1. 31
209	諸寄(15)	諸寄	3665	県告第109号	R2. 1. 31
210	諸寄(17)	諸寄	58	県告第109号	R2. 1. 31
211	諸寄(18)	諸寄	636	県告第109号	R2. 1. 31
212	芦屋(8)	芦屋	1759	県告第109号	R2. 1. 31
213	諸寄(26)	芦屋	5538	県告第109号	R2. 1. 31
214	諸寄(19)	諸寄	11332	県告第109号	R2. 1. 31
215	諸寄(22)	諸寄	1112	県告第109号	R2. 1. 31
216	諸寄(23)	諸寄	6079	県告第109号	R2. 1. 31
217	諸寄(24)	諸寄	32762	県告第109号	R2. 1. 31
218	諸寄(25)	諸寄	4483	県告第109号	R2. 1. 31
219	芦屋(10)	芦屋	3840	県告第109号	R2. 1. 31
220	芦屋(11)	芦屋	1533	県告第109号	R2. 1. 31
221	浜坂(5)	浜坂	1415	県告第109号	R2. 1. 31
222	浜坂(6)	浜坂	41407	県告第109号	R2. 1. 31
223	浜坂(7)	浜坂	1708	県告第109号	R2. 1. 31
224	三谷(11)	三谷	1005	県告第109号	R2. 1. 31
225	三谷(12)	三谷	1274	県告第109号	R2. 1. 31
226	三谷(13)	三谷	1465	県告第109号	R2. 1. 31
227	三谷(14)	三谷	3964	県告第109号	R2. 1. 31
228	清富(6)	清富	847	県告第109号	R2. 1. 31

229	清富 (7)	清富	2714	県告第109号	R2. 1. 31
230	清富 (8)	清富	2033	県告第109号	R2. 1. 31
231	清富 (9)	清富	4220	県告第109号	R2. 1. 31
225	三谷 (12)	三谷	1274	県告第109号	R2. 1. 31
226	三谷 (13)	三谷	1465	県告第109号	R2. 1. 31
227	三谷 (14)	三谷	3964	県告第109号	R2. 1. 31
228	清富 (6)	清富	847	県告第109号	R2. 1. 31
229	清富 (7)	清富	2714	県告第109号	R2. 1. 31
230	清富 (8)	清富	2033	県告第109号	R2. 1. 31
231	清富 (9)	清富	4220	県告第109号	R2. 1. 31
232	三谷 (15)	三谷	1342	県告第109号	R2. 1. 31
233	七釜 (5)	七釜	1663	県告第109号	R2. 1. 31
234	栃谷 (2)	栃谷	1520	県告第109号	R2. 1. 31
235	栃谷 (3)	栃谷	1259	県告第109号	R2. 1. 31
236	栃谷 (4)	栃谷	305	県告第109号	R2. 1. 31
237	田井 (8)	田井	5827	県告第109号	R2. 1. 31
238	田井 (9)	田井	4458	県告第109号	R2. 1. 31
239	田井 (10)	田井	8668	県告第109号	R2. 1. 31
240	栃谷 (5)	栃谷	1762	県告第109号	R2. 1. 31
241	栃谷 (6)	栃谷	328	県告第109号	R2. 1. 31
242	栃谷 (7)	栃谷	5737	県告第109号	R2. 1. 31
243	栃谷 (8)	栃谷	204	県告第109号	R2. 1. 31
244	古市 (5)	古市	1313	県告第109号	R2. 1. 31
245	対田 (5)	対田	18173	県告第109号	R2. 1. 31
246	田井 (11)	田井	748	県告第109号	R2. 1. 31
247	田井 (12)	田井	2432	県告第109号	R2. 1. 31
248	田井 (13)	田井	522	県告第109号	R2. 1. 31
249	田井 (14)	田井	3643	県告第109号	R2. 1. 31
250	田井 (15)	田井	755	県告第109号	R2. 1. 31
251	対田 (7)	対田	3213	県告第109号	R2. 1. 31
252	対田 (8)	対田	1770	県告第109号	R2. 1. 31
253	対田 (9)	対田	2889	県告第109号	R2. 1. 31
254	用土 (3)	用土	30117	県告第109号	R2. 1. 31
255	用土 (4)	用土	13932	県告第109号	R2. 1. 31
256	用土 (5)	用土	266	県告第109号	R2. 1. 31
257	対田 (10)	対田	522	県告第109号	R2. 1. 31
258	対田 (11)	対田	787	県告第109号	R2. 1. 31
259	対田 (12)	対田	4985	県告第109号	R2. 1. 31
260	高末 (6)	高末	363	県告第109号	R2. 1. 31

261	三尾(4)	三尾	1406	県告第109号	R2. 1. 31
262	赤崎(11)	赤崎	6096	県告第109号	R2. 1. 31
263	和田(9)	和田	14555	県告第109号	R2. 1. 31
264	和田(12)	和田	371	県告第109号	R2. 1. 31
265	和田(13)	和田	523	県告第109号	R2. 1. 31
266	和田(14)	和田	17902	県告第109号	R2. 1. 31
267	高末(7)	高末	8318	県告第109号	R2. 1. 31
268	辺地(3)	辺地	6801	県告第109号	R2. 1. 31
269	久谷(11)	久谷	1708	県告第109号	R2. 1. 31
270	辺地(4)	辺地	1882	県告第109号	R2. 1. 31
271	藤尾(6)	藤尾	8584	県告第109号	R2. 1. 31
272	藤尾(7)	藤尾	218	県告第109号	R2. 1. 31
273	境(4)	境	2616	県告第109号	R2. 1. 31
274	境(5)	境	943	県告第109号	R2. 1. 31
275	境(6)	境	4103	県告第109号	R2. 1. 31
276	境(7)	境	6997	県告第109号	R2. 1. 31
277	境(8)	境	209	県告第109号	R2. 1. 31
278	久斗山(10)	久斗山	6356	県告第109号	R2. 1. 31
279	久斗山(12)	久斗山	1046	県告第109号	R2. 1. 31

(10) がけ崩れ等で危険な道路

路 線 名	危 険 予 想 事 項
町 道 海 上 河 合 谷 線	落石及びがけ崩れ
町 道 湯 村 数 久 谷 線	落石及びがけ崩れ
町 道 飯 野 中 辻 線	落石及びがけ崩れ
町 道 青 下 花 口 線	落石及びがけ崩れ
町 道 歌 長 高 山 線	落石及びがけ崩れ
町 道 内 山 蒲 生 線	落石及びがけ崩れ
町 道 石 橋 海 上 線	落石及びがけ崩れ

(11) 土石流警戒区域

番号	区域名	字	面積	公示番号	公示日
1	寺井川Ⅰ	居組	30515	県告第838号	H19. 8. 7
2	居組川Ⅰ	居組	14235	県告第 838 号	H19. 8. 7
3	京屋谷川Ⅱ	諸寄	12768	県告第 838 号	H19. 8. 7
4	奥町川Ⅰ	諸寄	22642	県告第 838 号	H19. 8. 7
5	松堀川Ⅰ	諸寄	28076	県告第 838 号	H19. 8. 7

6	諸寄南谷川 I	諸寄	72055	県告第 838 号	H19. 8. 7
7	諸寄川 I	諸寄	44085	県告第 838 号	H19. 8. 7
8	諸寄北谷川 I	芦屋	14640	県告第 838 号	H19. 8. 7
9	宮谷川 I	浜坂	9118	県告第 838 号	H19. 8. 7
10	浜坂西谷川 I	浜坂	28966	県告第 838 号	H19. 8. 7
11	用土谷川 I	用土	43250	県告第 838 号	H19. 8. 7
12	三谷山川 I	古市	18056	県告第 838 号	H19. 8. 7
13	岸田川 II	古市	7930	県告第 838 号	H19. 8. 7
14	七釜谷川 I	七釜	12856	県告第 838 号	H19. 8. 7
15	味原川 II	浜坂	60433	県告第 838 号	H19. 8. 7
16	田君谷川 II	栃谷	22788	県告第 838 号	H19. 8. 7
17	下三成川 I	栃谷	20248	県告第 838 号	H19. 8. 7
18	間谷川 I	久斗山	14287	県告第 838 号	H19. 8. 7
19	山谷川 I	久斗山	7081	県告第 838 号	H19. 8. 7
20	久斗山谷川 II	久斗山	4274	県告第 838 号	H19. 8. 7
21	境川 II	境	13317	県告第 838 号	H19. 8. 7
22	猪ノ奥川 I	境	16596	県告第 838 号	H19. 8. 7
23	大味谷川 II	境	16914	県告第 838 号	H19. 8. 7
24	辺地谷川 I	辺地	27360	県告第 838 号	H19. 8. 7
25	三谷山川 I	辺地	35834	県告第 838 号	H19. 8. 7
26	后山川 I	辺地	22372	県告第 838 号	H19. 8. 7
27	高末東谷川 II	高末	6086	県告第 838 号	H19. 8. 7
28	正法庵川 I	正法庵	21872	県告第 838 号	H19. 8. 7
29	高末北谷川 I	高末	40533	県告第 838 号	H19. 8. 7
30	久谷北奥谷川 I	久谷	4320	県告第 838 号	H19. 8. 7
31	久谷南谷川 II	久谷	53930	県告第 838 号	H19. 8. 7
33	赤崎谷川 I	赤崎	8468	県告第 838 号	H19. 8. 7
33	赤崎谷川 I	赤崎	8468	県告第 838 号	H19. 8. 7
34	赤崎川 I (1)	赤崎	15028	県告第 838 号	H19. 8. 7
35	赤崎川 I (2)	赤崎	47262	県告第 838 号	H19. 8. 7
36	和田川 I	和田	65625	県告第 838 号	H19. 8. 7
37	下住川 I	和田	72716	県告第 838 号	H19. 8. 7
38	和田川 I	和田	19890	県告第 838 号	H19. 8. 7
39	和田北谷川 II	和田	31368	県告第 838 号	H19. 8. 7
40	和田南谷川 II	和田	17829	県告第 838 号	H19. 8. 7
41	対田川 I	対田	17293	県告第 838 号	H19. 8. 7
42	奥村川 I	対田	13966	県告第 838 号	H19. 8. 7
43	田井北川 I	田井	14, 345	県告第 838 号	H19. 8. 7
44	田井東川 I	田井	21, 843	県告第 838 号	H19. 8. 7

45	田井南川Ⅰ	田井	23,213	県告第838号	H19.8.7
46	田井西川Ⅰ	田井	38,937	県告第838号	H19.8.7
47	指杭川Ⅰ	指杭	27,625	県告第838号	H19.8.7
48	清富東谷川Ⅱ	清富	44,329	県告第838号	H19.8.7
49	清富西谷川Ⅰ	浜坂	37,882	県告第838号	H19.8.7
50	小三尾川Ⅰ(1)	三尾	27848	県告第838号	H19.8.7
51	小三尾川Ⅰ(2)	三尾	12374	県告第838号	H19.8.7
52	三尾川Ⅰ(1)	三尾	36710	県告第838号	H19.8.7
53	三尾川Ⅰ(2)	三尾	16316	県告第838号	H19.8.7
54	三尾川Ⅱ	三尾	10553	県告第838号	H19.8.7
55	下鎧谷川Ⅰ	岸田	6590	県告第405号	H22.3.30
56	田中川(1)Ⅰ	岸田	74279	県告第405号	H22.3.30
57	田中川(2)Ⅰ	岸田	80361	県告第405号	H22.3.30
58	猪の谷川Ⅰ	岸田	137534	県告第405号	H22.3.30
59	田中川(3)Ⅰ	岸田	96415	県告第405号	H22.3.30
60	石橋川Ⅱ	石橋	32316	県告第405号	H22.3.30
61	越坂西谷Ⅱ	越坂	62852	県告第405号	H22.3.30
62	内山南谷Ⅱ	内山	24700	県告第405号	H22.3.30
63	小又川(1)Ⅰ	内山	28445	県告第405号	H22.3.30
64	小又川(2)Ⅰ	内山	31484	県告第405号	H22.3.30
65	内山北谷Ⅱ	内山	5274	県告第405号	H22.3.30
66	千谷川Ⅱ	千原	23200	県告第405号	H22.3.30
67	千谷南谷Ⅱ	千谷	13880	県告第405号	H22.3.30
68	長谷川Ⅰ	千谷	7598	県告第405号	H22.3.30
69	オミキ川Ⅰ	千谷	41013	県告第405号	H22.3.30
70	千谷北谷Ⅱ	千谷	2902	県告第405号	H22.3.30
73	坂本川(1)Ⅰ	鐘尾	13143	県告第405号	H22.3.30
74	坂本川(2)Ⅰ	鐘尾	58299	県告第405号	H22.3.30
75	白谷西川Ⅰ	千原	69495	県告第405号	H22.3.30
76	白谷川Ⅰ	千原	46009	県告第405号	H22.3.30
77	千原南谷Ⅱ	千原	50063	県告第405号	H22.3.30
78	千原北中谷Ⅱ	千原	45794	県告第405号	H22.3.30
79	寺谷川Ⅰ	千原	16101	県告第405号	H22.3.30
80	千原北谷Ⅱ	千原	20702	県告第405号	H22.3.30
81	照来川Ⅰ	切畑	39575	県告第405号	H22.3.30
82	切畑川Ⅰ	切畑	17158	県告第405号	H22.3.30
83	切畑Ⅰ	切畑	39509	県告第405号	H22.3.30
84	丹土川Ⅰ	丹土	254185	県告第405号	H22.3.30
85	前田川Ⅰ	塩山	31832	県告第405号	H22.3.30

86	ホウキ川 I	飯野	28213	県告第 405 号	H22. 3. 30
87	飯野川 I	飯野	24287	県告第 405 号	H22. 3. 30
88	奥山川東谷 I	飯野	30263	県告第 405 号	H22. 3. 30
89	奥山川 I	飯野	43829	県告第 405 号	H22. 3. 30
90	亀谷川 II	飯野	5654	県告第 405 号	H22. 3. 30
91	所谷川 I	竹田	15930	県告第 405 号	H22. 3. 30
92	下道川 I	竹田	89156	県告第 405 号	H22. 3. 30
93	西ヶ谷 (1) I	竹田	37762	県告第 405 号	H22. 3. 30
94	西ヶ谷川 I	竹田	25274	県告第 405 号	H22. 3. 30
95	西ヶ谷 (2) I	竹田	31182	県告第 405 号	H22. 3. 30
96	湯谷西谷 II	春來	5950	県告第 405 号	H22. 3. 30
97	芦谷川 I	歌長	9215	県告第 405 号	H22. 3. 30
98	高山南谷 II	歌長	77789	県告第 405 号	H22. 3. 30
99	古賀谷川 II	歌長	6526	県告第 405 号	H22. 3. 30
100	桑谷川 II	湯	14103	県告第 405 号	H22. 3. 30
101	湯東谷 I	湯	4112	県告第 405 号	H22. 3. 30
102	湯東奥谷 I	湯	27252	県告第 405 号	H22. 3. 30
103	鳥ノ奥川 I	湯	25493	県告第 405 号	H22. 3. 30
104	湯川 I	湯	70805	県告第 405 号	H22. 3. 30
105	釜町川 I	湯	10891	県告第 405 号	H22. 3. 30
106	稲負谷川 I	湯	7085	県告第 405 号	H22. 3. 30
107	湯西谷 II	湯	5052	県告第 405 号	H22. 3. 30
108	稲負谷川 I	湯	9434	県告第 405 号	H22. 3. 30
109	滝見ヶ原川 I	湯	10091	県告第 405 号	H22. 3. 30
110	済谷川 I	湯	19662	県告第 405 号	H22. 3. 30
111	湯川 I	湯	15485	県告第 405 号	H22. 3. 30
112	登尾川 II	細田	5416	県告第 405 号	H22. 3. 30
113	三谷川 (1) I	湯	12077	県告第 405 号	H22. 3. 30
114	三谷川 (2) I	細田	29247	県告第 405 号	H22. 3. 30
115	細田川 I	細田	22584	県告第 405 号	H22. 3. 30
116	井土川 I	井土	71106	県告第 405 号	H22. 3. 30
110	済谷川 I	湯	19662	県告第 405 号	H22. 3. 30
111	湯川 I	湯	15485	県告第 405 号	H22. 3. 30
112	登尾川 II	細田	5416	県告第 405 号	H22. 3. 30
113	三谷川 (1) I	湯	12077	県告第 405 号	H22. 3. 30
114	三谷川 (2) I	細田	29247	県告第 405 号	H22. 3. 30
115	細田川 I	細田	22584	県告第 405 号	H22. 3. 30
116	井土川 I	井土	71106	県告第 405 号	H22. 3. 30
117	八日市川 I	井土	74387	県告第 405 号	H22. 3. 30

118	谷奥川Ⅰ	井土	91898	県告第405号	H22.3.30
119	井土南谷Ⅰ	井土	34885	県告第405号	H22.3.30
120	井土北中谷Ⅰ	井土	59375	県告第405号	H22.3.30
121	井土北谷Ⅱ	井土	49822	県告第405号	H22.3.30
122	金屋口南谷Ⅰ	今岡	19547	県告第405号	H22.3.30
123	数久谷川Ⅰ	歌長	34841	県告第405号	H22.3.30
124	数久谷Ⅰ	歌長	23251	県告第405号	H22.3.30
125	大宮谷川Ⅰ	伊角	31570	県告第405号	H22.3.30
126	庄谷川Ⅰ	伊角	12990	県告第405号	H22.3.30
127	ササンベ川Ⅰ	熊谷	21765	県告第405号	H22.3.30
128	長谷川Ⅱ	熊谷	34027	県告第405号	H22.3.30
129	奥川Ⅰ	熊谷	18821	県告第405号	H22.3.30
130	フタメ川(1)Ⅰ	熊谷	3664	県告第405号	H22.3.30
131	フタメ川(2)Ⅰ	熊谷	11080	県告第405号	H22.3.30
132	折谷口西川Ⅱ	熊谷	6156	県告第405号	H22.3.30
135	細見谷川Ⅱ	竹田	22088	県告第405号	H22.3.30
136	山口川	歌長	56624	県告第533号	H26.6.10
137	南谷	千谷	7235	県告第235号	H27.3.24
138	徳原下	竹田	4857	県告第235号	H27.3.24
139	ヲバ谷	千原	43790	県告第235号	H27.3.24
140	相谷	飯野	16835	県告第235号	H27.3.24
141	広土	飯野	13303	県告第235号	H27.3.24
142	北垣	飯野	11877	県告第235号	H27.3.24
143	杉谷川	飯野	10413	県告第235号	H27.3.24
144	大門	飯野	14253	県告第235号	H27.3.24
145	峠ノ下タ	塩山	34704	県告第235号	H27.3.24
146	米持	竹田	8890	県告第235号	H27.3.24
147	ブロ谷	竹田	4432	県告第235号	H27.3.24
148	鋳物ヶ谷	湯	15464	県告第235号	H27.3.24
149	天地面	湯	11111	県告第235号	H27.3.24
150	稲負谷川	湯	42271	県告第235号	H27.3.24
151	池ヶ谷	多子	14510	県告第235号	H27.3.24
152	小神谷川	湯	7002	県告第235号	H27.3.24
153	高手	今岡	24005	県告第235号	H27.3.24
154	後山	歌長	18699	県告第235号	H27.3.24
155	向山	歌長	19881	県告第235号	H27.3.24
156	アハラ山	熊谷	12416	県告第235号	H27.3.24
157	大平	歌長	2709	県告第235号	H27.3.24
158	長尾	歌長	4198	県告第235号	H27.3.24

159	境向	熊谷	2165	県告第 235 号	H27. 3. 24
160	ニゴリ	春来	7088	県告第 235 号	H27. 3. 24
161	横尾下モ	春来	8719	県告第 235 号	H27. 3. 24
162	横尾	春来	6609	県告第 235 号	H27. 3. 24
163	橋ヶ谷川	熊谷	4790	県告第 235 号	H27. 3. 24
164	庄谷川	伊角	7874	県告第 235 号	H27. 3. 24
165	浅原	伊角	7329	県告第 235 号	H27. 3. 24
166	横谷	伊角	3615	県告第 235 号	H27. 3. 24
167	タチヤ	春来	2479	県告第 235 号	H27. 3. 24
168	釜屋 (1)	釜屋	26358	県告第 235 号	H27. 3. 24
169	釜屋 (2)	釜屋	26962	県告第 235 号	H27. 3. 24
170	諸寄	諸寄	36346	県告第 235 号	H27. 3. 24
171	三谷 (1)	三谷	6, 511	県告第 235 号	H27. 3. 24
172	三谷 (2)	三谷	29, 867	県告第 235 号	H27. 3. 24
173	七釜	七釜	16, 571	県告第 235 号	H27. 3. 24
174	栃谷 (1)	栃谷	16, 853	県告第 235 号	H27. 3. 24
175	栃谷 (2)	栃谷	7, 540	県告第 235 号	H27. 3. 24
176	栃谷 (3)	栃谷	32, 174	県告第 235 号	H27. 3. 24
177	田井	田井	30290	県告第 235 号	H27. 3. 24
178	対田	対田	9, 457	県告第 235 号	H27. 3. 24
179	赤崎	赤崎	9, 804	県告第 235 号	H27. 3. 24
180	高末 (1)	高末	27, 993	県告第 235 号	H27. 3. 24
181	高末 (2)	高末	18, 295	県告第 235 号	H27. 3. 24
182	藤尾	藤尾	29, 867	県告第 235 号	H27. 3. 24
183	境	境	4, 463	県告第 235 号	H27. 3. 24
184	久斗山 (1)	久斗山	10, 616	県告第 235 号	H27. 3. 24
185	久斗山 (2)	久斗山	87, 825	県告第 235 号	H27. 3. 24
186	久斗山 (3)	久斗山	65, 746	県告第 235 号	H27. 3. 24
187	久斗山 (4)	久斗山	2, 786	県告第 235 号	H27. 3. 24
188	小神谷川	湯	29, 867	県告第 246 号	H28. 3. 11

(12) 土石流特別警戒区域

番号	区域名	字	面積	公示番号	公示日
1	居組川 I	居組	454	県告第109号	R2. 1. 31
2	京屋谷川 II	諸寄	275	県告第109号	R2. 1. 31
3	松堀川 I	諸寄	2068	県告第109号	R2. 1. 31
4	諸寄北谷川 I	芦屋	467	県告第109号	R2. 1. 31
5	岸田川 II	古市	456	県告第109号	R2. 1. 31

6	田君谷川Ⅱ	栃谷	4377	県告第109号	R2. 1. 31
7	下三成川Ⅰ	栃谷	1552	県告第109号	R2. 1. 31
8	間谷川Ⅰ	久斗山	4549	県告第109号	R2. 1. 31
9	山谷川Ⅰ	久斗山	119	県告第109号	R2. 1. 31
10	大味谷川Ⅱ	境	1697	県告第109号	R2. 1. 31
11	正法庵川Ⅰ	正法庵	2654	県告第109号	R2. 1. 31
12	高末北谷川Ⅰ	高末	465	県告第109号	R2. 1. 31
13	久谷南谷川Ⅱ	久谷	368	県告第109号	R2. 1. 31
14	久谷北谷川Ⅰ	久谷	2221	県告第109号	R2. 1. 31
15	下住川Ⅰ	和田	19443	県告第109号	R2. 1. 31
16	和田北谷川Ⅱ	和田	886	県告第109号	R2. 1. 31
17	和田南谷川Ⅱ	和田	240	県告第109号	R2. 1. 31
18	奥村川Ⅰ	対田	1310	県告第109号	R2. 1. 31
19	田井西川Ⅰ	田井	1198	県告第109号	R2. 1. 31
20	三尾川Ⅰ (2)	三尾	319	県告第109号	R2. 1. 31
21	内山南谷Ⅱ	内山	610	県告第1023号	H30. 11. 30
22	小又川 (1) Ⅰ	内山	107	県告第 1023 号	H30. 11. 30
23	小又川 (2) Ⅰ	内山	346	県告第 1023 号	H30. 11. 30
24	内山北谷Ⅱ	内山	1699	県告第 1023 号	H30. 11. 30
25	千谷南谷Ⅱ	千谷	465	県告第 1023 号	H30. 11. 30
26	長谷川Ⅰ	千谷	293	県告第 1023 号	H30. 11. 30
27	隠尻川Ⅰ	鐘尾	82	県告第 1023 号	H30. 11. 30
28	坂本川 (2) Ⅰ	鐘尾	314	県告第 1023 号	H30. 11. 30
29	白谷西川Ⅰ	千原	198	県告第 1023 号	H30. 11. 30
30	千原南谷Ⅱ	千原	619	県告第 1023 号	H30. 11. 30
31	千原北中谷Ⅱ	千原	118	県告第 1023 号	H30. 11. 30
32	寺谷川Ⅰ	千原	914	県告第 1023 号	H30. 11. 30
33	切畑川Ⅰ	切畑	3522	県告第 1023 号	H30. 11. 30
34	丹土川Ⅰ	丹土	2597	県告第 1023 号	H30. 11. 30
35	飯野川Ⅰ	飯野	195	県告第 256 号	H28. 3. 11
36	奥山川Ⅰ	飯野	51	県告第 256 号	H28. 3. 11
37	亀谷川Ⅱ	飯野	584	県告第 256 号	H28. 3. 11
38	高山南谷Ⅱ	歌長	1425	県告第 1023 号	H30. 11. 30
39	古賀谷川Ⅱ	歌長	317	県告第 1023 号	H30. 11. 30
40	湯東谷Ⅰ	湯	246	県告第 1023 号	H30. 11. 30
41	湯川Ⅰ	湯	274	県告第 1023 号	H30. 11. 30
42	稲負谷川Ⅰ	湯	348	県告第 1023 号	H30. 11. 30
43	稲負谷川Ⅰ	湯	89	県告第 1023 号	H30. 11. 30
44	滝見ヶ原川Ⅰ	湯	473	県告第 1023 号	H30. 11. 30

45	細田川 I	細田	119	県告第 1023 号	H30. 11. 30
46	八日市川 I	井土	212	県告第 1023 号	H30. 11. 30
47	井土北中谷 I	井土	785	県告第 1023 号	H30. 11. 30
48	数久谷 I	歌長	290	県告第 1023 号	H30. 11. 30
49	ササンベ川 I	熊谷	937	県告第 1023 号	H30. 11. 30
50	長谷川 II	熊谷	1432	県告第 1023 号	H30. 11. 30
51	フタメ川 (2) I	熊谷	1047	県告第 1023 号	H30. 11. 30
52	南谷	千谷	139	県告第 1023 号	H30. 11. 30
53	徳原下	竹田	672	県告第 1023 号	H30. 11. 30
54	広土	飯野	5397	県告第 256 号	H28. 3. 11
55	北垣	飯野	941	県告第 256 号	H28. 3. 11
56	杉谷川	飯野	5666	県告第 256 号	H28. 3. 11
57	大門	飯野	235	県告第 256 号	H28. 3. 11
58	プロ谷	竹田	235	県告第 1023 号	H30. 11. 30
59	鋳物ヶ谷	湯	913	県告第 1023 号	H30. 11. 30
60	長尾	歌長	98	県告第 1023 号	H30. 11. 30
61	境向	熊谷	121	県告第 1023 号	H30. 11. 30
62	横尾下モ	春来	140	県告第 1023 号	H30. 11. 30
63	横尾	春来	176	県告第 1023 号	H30. 11. 30
64	庄谷川	伊角	120	県告第 1023 号	H30. 11. 30
65	釜屋 (1)	釜屋	2441	県告第109号	R2. 1. 31
66	栃谷(1)	栃谷	1107	県告第109号	R2. 1. 31
67	栃谷(2)	栃谷	2564	県告第109号	R2. 1. 31
68	高末(1)	高末	2950	県告第109号	R2. 1. 31
69	境	境	111	県告第109号	R2. 1. 31
70	久斗山(4)	久斗山	130	県告第109号	R2. 1. 31

## 第5章 住民に対する周知方法

水防指令、気象、水位の状況、出動、避難、解除、その他水防上必要な項についての伝達方法は、次により行う。

### (1) 伝達

- ア サイレンによる周知伝達
- イ 有線放送、CATV、電話、FAX等有線通信機器による周知伝達
- ウ 広報車及び拡声装置付車両による周知伝達
- エ 水道無線、消防無線（消防団用受令器を含む）及びアマチュア無線の利用による周知伝達
- オ 屋外情報表示板及び町内掲示板の利用による周知伝達
- カ 新温泉町ホームページによる周知伝達
- キ 臨時刊行印刷物の配布による周知伝達
- ク その他、新温泉町地域防災計画の情報計画に基づき周知伝達の強化を図る。

## 第6章 情報連絡先

連絡先一覧表

連絡先	所在地	責任者	通信連絡方法
水防本部	新温泉町浜坂 2 6 7 3 - 1	町長	8 2 - 3 1 1 1
新温泉町消防団	新温泉町浜坂 2 6 7 3 - 1	団長	8 2 - 5 6 2 1
美方広域消防本部	新温泉町今岡 2 5 7 - 1	消防長	9 2 - 2 3 9 9
兵庫県庁	神戸市中央区下山手通 5-10-1	知事	(078)341-7711
新温泉土木事務所	新温泉町芦屋 5 2 2 - 4	所長	(0796)82-3141
新温泉健康福祉事務所	新温泉町三谷 3 8 9 - 1	所長	(0796)82-3161
豊岡農林水産振興事務所	豊岡市幸町 7 - 1 1	所長	(0796)23-1001
但馬水産事務所	香美町香住区境 1 1 2 6 - 5	所長	(0796)36-1153
国土交通省豊岡河川国道事務所	豊岡市幸町 1 0 - 3	所長	(0796)22-3126
美方警察署	新温泉町戸田 3 7	署長	8 2 - 0 1 1 0
陸上自衛隊第3特科隊	姫路市峰南 1 - 7 0	連隊長	(0792)22-4001
海上自衛隊阪神基地隊	神戸市魚崎浜町 3 7	隊司令	(078)441-1001
第8管区香住海上保安署	香美町香住区境 1 1 0 4 - 4	署長	(0796)36-4999
隣接水防管理者	香美町香住区香住 8 7 0 - 1	町長	(0796)36-1111
隣接水防管理者	岩美町浦富 6 7 5 - 1	町長	(0857)73-1411
但馬県民局	豊岡市幸町 7 - 1 1	局長	(0796)23-1001

## 第7章 輸送及び水防設備の確保

### 1 車輛表

	普通自動車			軽自動車		マイク ロバス	計
	貨物	特殊	乗用	貨物	乗用		
水防本部	8	4 0	1 1	1 7	5	2	8 3

### 2 水防施設資機材

参考資料 別表のとおり

## 第8章 警察署との協定

水防管理者は、水防上、警察署と次の事項について協定する。

- (1) 警察電話の使用について（法第27条第2項）
- (2) 警戒区域の監視について（法第21条）
- (3) 警察官の出動について（法第22条）
- (4) 避難、立退きの場合の措置について（法第29条）
- (5) その他相互援助協定に基づき住民保護と秩序維持等のため警察官の協力を要請する。

## 第9章 避難のための立退

- 1 洪水等水害により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者は、必要と認める区域の居住者に対し避難のため立ち退くべきことを指示し、又、準備をさせることができる。
  - (1) この場合においては、当核地区を管轄する警察署にその旨を通知しなければならない。(法第29条)
  - (2) 水防上、緊急を要するときは建設課長及び町民安全課長並びに農林水産課長が指示することができる。
  - (3) この場合には、速やかに水防本部長に報告しなければならない。
- 2 避難及び立退き先については、新温泉町地域防災計画風水害等対策計画第3編災害応急対策計画第3章第5節第3款避難対策の実施により実施する。

## 第10章 水防記録

水防管理者は次の水防記録を作成し保管する。

- (1) 水防実施状況報告書(別表様式)
- (2) 法第23条第1項の応援を求めた理由
- (3) 法第24条の水防従事者又は、雇入れた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- (4) 法第25条の堤防、その他施設の決壊状況
- (5) 法第28条により収用又は、購入の器具資材所有者及びその事由並びに使用場所
- (6) 法第28条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- (7) 法第28条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びに事由
- (8) 法第29条の立退き指示の事由及びその状況
- (9) 警察署の援助状況
- (10) 現場指揮者の職、氏名
- (11) 自衛隊援助の場合はその状況
- (12) 公務により死亡し、負傷し、または病気にかかった者の職、氏名及び手当
- (13) 水防作業に使用した材料及び数量
- (14) 水防工法
- (15) 警戒中の水位観測表
- (16) 水防訓練の概要

## 第11章 報告

### 1 知事への報告

水防管理者は次の事項を7日以内に報告するものとする。(河川関係は、新温泉土木事務所を經由。ため池関係は、豊岡農林水産振興事務所、漁港関係は但馬水産事務所を經由。)

- (1) 前章の(1)、(4)、(5)、(8)、(11)及び(12)の項目
- (2) その他必要と認める事項

## 2 新温泉土木事務所長への報告

- (1) 水防団待機水位、はん濫注意水位、最高水位に達したとき及びはん濫注意水位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異常を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第23条第1項による他の消防機関又は水防団の応援を求めたとき
- (6) 法第25条による堤防その他施設の決壊状況
- (7) 法第29条による立退き指示の事項
- (8) その他緊急報告を必要とする事項

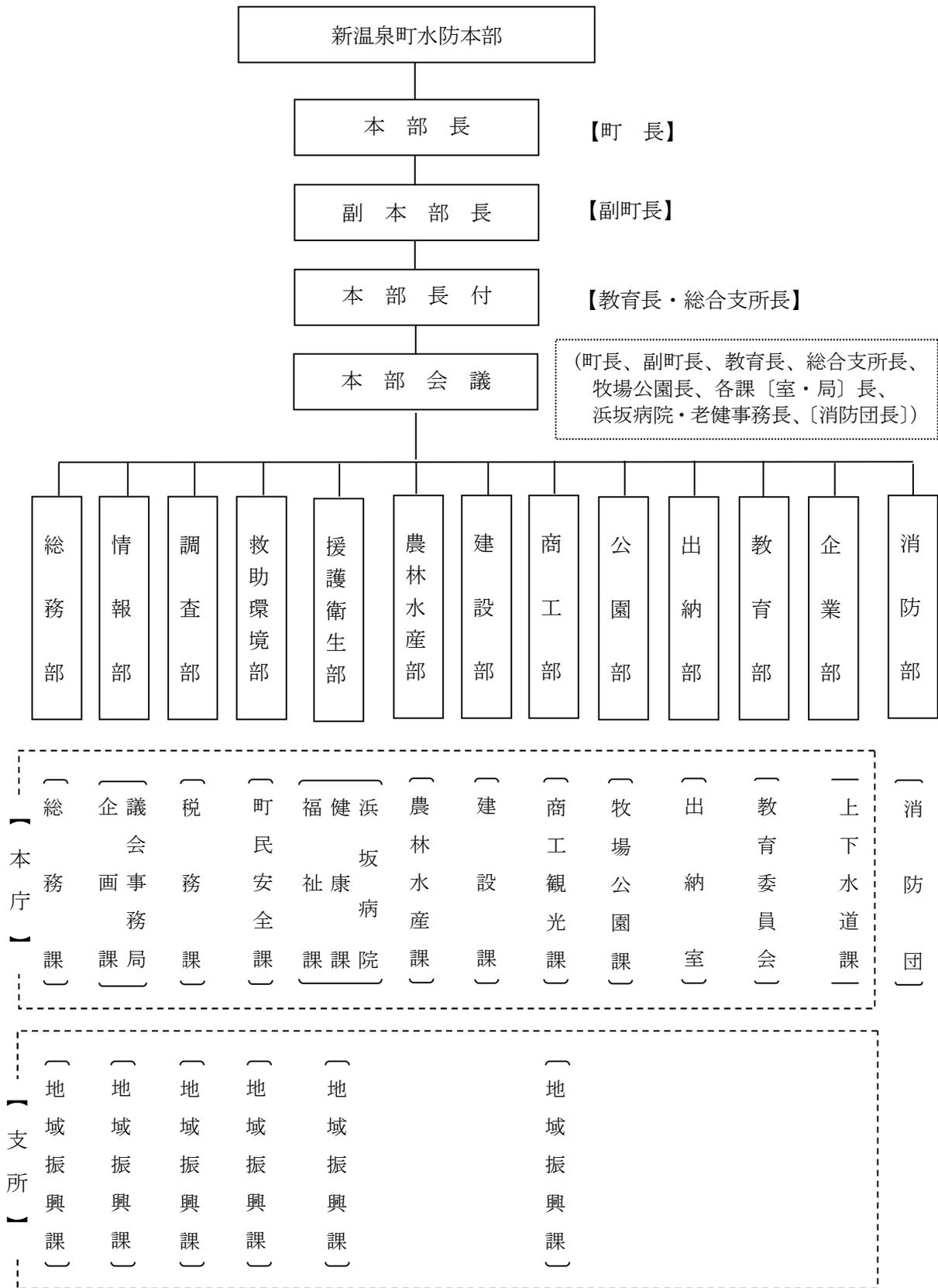
## 3 水防本部長への報告

建設課長及び町民安全課長、農林水産課長は、次の事項を報告するものとする。

- (1) 水防出動及び解散命令の時刻
- (2) 消防団の出動人員及び活動状況
- (3) 堤防その他の施設等の損壊箇所、種類、延長及びこれに対する処理工法とその効果
- (4) 使用材料の数量
- (5) 破壊損失の器具資材の数量（理由付記）
- (6) 法第24条によって従事した者の住所氏名及び出務時間並びに事由
- (7) 警察機関の援助状況
- (8) 公務により死亡、負傷し、または病気にかかった者の職、氏名及びその手当
- (9) 水位観測

付表 1

水防本部の機構



付表 2

水防本部事務分掌

水防本部	編 成		事 務 分 掌
本部長 副本部長 本部長付 〃 本 部	町 長 副町長 教育長 総合支所長 牧場公園長 総務課長 企画課長 議会事務局長 税務課長 町民安全課長 健康課長 福祉課長 農林水産課長 建設課長 商工観光課長 会計管理者 こども教育課長 生涯教育課長 上下水道課長 地域振興課長 浜坂病院事務長 介護老人保健施設事務長 [消防団長]		水防本部の総括 1. 本部の設置並びに閉鎖に関する事 2. 本部会議に関する事 3. 配備体制その他本部命令の下達 4. 国・県への要望事項のとりまとめ 5. 防災会議に関する事 6. 各部並びに各機関との連絡調整 7. 災害対策に関する予算措置 8. 情報収集・伝達 9. その他必要事項の処理
事務局	町民安全課		
部名	部（副）部長	担当課	事 務 分 掌
総 務 部	部長 総務課長 副部長 地域振興課長	総務課 地域振興課	1. 災害対応要員の確保に関する事 2. 災害に関する予算措置に関する事 3. 公用車輛の配車運行に関する事 4. 災害用公用車の手配と配置に関する事 5. 庁舎内外の警備と被害調査に関する事 6. 災害用電話に関する事 7. 食料、物資の調達と配給に関する事 8. 自治会との連絡に関する事 9. 各種団体等への協力・要請及びその動員に関する事 10. 災害見舞者の応接に関する事

			<ul style="list-style-type: none"> <li>11. 国・県への要望・陳情に関する事</li> <li>12. 避難所の設置・人員配置に関する事</li> <li>13. その他、他の部に属さない事項の処理</li> </ul>
情報部	部長 企画課長	企画課 議会事務局 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 被害状況及び応急対策実施状況の全般的とりまとめに関する事</li> <li>2. 各種指令の周知伝達に関する事</li> <li>3. 避難指令及び避難所の広報に関する事</li> <li>4. 自衛隊その他関係機関への連絡並びに協力要請に関する事</li> <li>5. 放送施設の被害調査及び復旧に関する事</li> <li>6. 報道機関との連絡及び後方活動に関する事</li> <li>7. 町議会への報告及び提出資料の調査に関する事</li> <li>8. 記録写真・ビデオ等の作成に関する事</li> </ul>
調査部	部長 税務課長	税務課 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 人命・財産の被害状況調査に関する事</li> <li>2. 災害に関する税の減免措置に関する事</li> <li>3. 避難所との連絡調整に関する事</li> <li>4. 避難者名簿の作成に関する事</li> <li>5. 各種相談の実施に関する事</li> </ul>
救助環境部	部長 町民安全課長	町民安全課 地域振興課	<ul style="list-style-type: none"> <li>1. 防災会議に関する事</li> <li>2. 本部会議に関する事</li> <li>3. 被災者の救助に関する事</li> <li>4. 避難誘導に関する事</li> <li>5. 応急対策の状況把握と対策の指示</li> <li>6. 被災者に対する災害弔慰金の支給に関する事</li> <li>7. 災害救助法事務に関する事</li> <li>8. 死体の収容及び埋火葬並びに慰霊に関する事</li> <li>9. 災害時の清掃及び廃棄物の処理に関する事</li> <li>10. 環境衛生施設の被害調査に関する事</li> <li>11. 非常炊出しに関する事</li> <li>12. 本部との連絡調整に関する事</li> <li>13. 消防団との連絡調整に関する事</li> <li>14. 水・火災その他緊急災害に関する事</li> <li>15. 水防作業に関する事</li> <li>16. 気象情報の収集に関する事</li> <li>17. 災害罹災証明に関する事</li> </ul>

<p>援護衛生部</p>	<p>部長 健康課長 副部長 福祉課長</p>	<p>健康課 福祉課 浜坂病院 地域振興課</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 医療保険施設等の被害調査及び応急対策に関すること</li> <li>2. 防疫、消毒に関すること</li> <li>3. 日赤奉仕団体との連絡及び協力要請に関すること</li> <li>4. 福祉施設の被害調査と応急対策に関すること</li> <li>5. 避難者の収容及び介護に関すること</li> <li>6. 要配慮者の避難に関すること</li> <li>7. 義援金の受付、配分に関すること</li> <li>8. 罹災相談所の開設に関すること</li> <li>9. 医療機関との連絡及び協力依頼に関すること</li> <li>10. 被災者の生活援護に関すること</li> <li>11. 救護物資・見舞金に関すること</li> <li>12. ボランティアの受入れについて</li> <li>13. 救護班の編成及び救護所の設置運営に関すること</li> <li>14. 現地における避難者の応急相談に関すること</li> <li>15. 要保護世帯の救護に関すること</li> <li>16. 防疫資機材並びに薬品の調達に関すること</li> <li>17. 生活必需品の供給に関すること</li> <li>18. 医療及び助産に関すること</li> <li>19. 入院患者の避難に関すること</li> <li>20. 医薬品の確保に関すること</li> <li>21. 要配慮者の医療対策に関すること</li> <li>22. 医療関係機関との連絡調整に関すること</li> <li>23. 避難所の運営に関すること</li> </ol>
--------------	-------------------------------------	---------------------------------------	---

農林水産部	部長 農林水産課長	農林水産課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 農地・農業用施設・林業施設等の被害調査と応急対策に関する事</li> <li>2. 農林業に係る被害調査と応急対策に関する事</li> <li>3. 農林業関係被災者の資金融資に関する事</li> <li>4. 農林業に係る罹災証明に関する事</li> <li>5. 家畜防疫に関する事</li> <li>6. 農薬、肥料、家畜飼料等の調達に関する事</li> <li>7. 食料・燃料資材の確保</li> <li>8. 家畜のへい獣処理</li> </ol>
			<ol style="list-style-type: none"> <li>9. 農林業団体との連絡調整に関する事</li> <li>10. 水産業に係る被害調査と応急対策に関する事</li> <li>11. 水産業関係被災者への資金融資に関する事</li> <li>12. 水産業に係る罹災証明に関する事</li> <li>13. 漁港の清掃及び廃棄物の処理に関する事</li> <li>14. 水産業団体との連絡調整に関する事</li> </ol>
建設部	部長 建設課長	建設課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 道路・橋梁・河川・土木施設の被害調査と応急復旧対策に関する事</li> <li>2. 災害対策用器材・資材の調達に関する事</li> <li>3. 危険箇所の調査と対策に関する事</li> <li>4. 被災者に対する応急住宅の確保及び仮設住宅の建設に関する事</li> <li>5. 町営住宅の被害調査及び災害対策に関する事</li> <li>6. 通行不能箇所の表示に関する事</li> <li>7. 緊急輸送計画に関する事</li> <li>8. 公園施設に係る被害調査及び復旧に関する事</li> <li>9. 一般住宅等の被害調査及び応急危険度判定調査に関する事</li> <li>10. 一般住宅等の建設資金の斡旋等に関する事</li> <li>11. 建設・建築業者との連絡調整に関する事</li> <li>12. 自衛隊の現場活動に関する事</li> <li>13. 水防作業に関する事</li> </ol>

商 工 部	部長 商工観光課長 副部長 地域振興課長	商工観光課 地域振興課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 中小企業等の被害調査と応急対策に関する こと</li> <li>2. 中小企業に対する資金融資に関する こと</li> <li>3. 災害時の外国人及び観光客の救護及び避難 状況に関する こと</li> <li>4. 観光用施設の被害調査に関する こと</li> <li>5. 商工団体との連絡調整に関する こと</li> <li>6. 罹災失業者の相談に関する こと</li> </ol>
公 園 部	部長 牧場公園長	牧場公園課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 公園施設の被害調査に関する こと</li> <li>2. 家畜伝染病の予防に関する こと</li> <li>3. 災害時の観光客の救護及び避難状況に関する こと</li> <li>4. 本部関係機関との連絡調整に関する こと</li> </ol>
出 納 部	部長 会計管理者	出納室	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害関係経費支出の審査及び支払いに関する こと</li> <li>2. 見舞い金・義援金の収入に関する こと</li> <li>3. 各種相談の実施に関する こと</li> </ol>
教 育 部	部長 こども教育課長 副部長 生涯教育課長	教育委員会	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 教育関係施設の被害調査及び応急対策に関する こと</li> <li>2. 被災児童・生徒・園児の救護及び学用品の 調達等応急対策に関する こと</li> <li>3. 在校児童・生徒、在園園児の避難状況の調査 に関する こと</li> <li>4. 臨時校舎の開設に関する こと</li> <li>5. 給食施設の被害調査及び応急対策に関する こと</li> <li>6. 給食の確保に関する こと</li> <li>7. 非常食料の応急炊出しに関する こと</li> <li>8. 文化財の被害調査及び応急対策に関する こと</li> <li>9. 学校及び社会教育施設の避難場所の対応に 関する こと</li> </ol>
企 業 部	部長 上下水道課長	上下水道課	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 飲料水の確保及び給水に関する こと</li> <li>2. 水道施設の被害調査と復旧対策に関する こと</li> <li>3. 町水道工事指定店の協力要請に関する こと</li> <li>4. 水質検査に関する こと</li> <li>5. 下水道関係被害調査及び応急対策に関する こと</li> </ol>

消 防 部	消防団長	消防団	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 災害の予防、警戒、防御活動に関する事</li> <li>2. 災害状況の把握、情報の収集に関する事</li> <li>3. 人命救助、救急活動に関する事</li> <li>4. 避難指示等の伝達、誘導に関する事</li> <li>5. 行方不明者の捜索に関する事</li> <li>6. 他市町村等消防応援部隊の現地運用に関する事</li> <li>7. 水防作業に関する事</li> </ol>
-------	------	-----	--

(ア) 副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(イ) 本部長付は本部長を補佐する。

(ウ) 本部員は、副本部長を補佐するとともに、災害予防及び災害応急対策の実施について関係本部員会議で協議の上、その事務を処理する。

(エ) 総括部長は総務課長とし、副本部長を補佐して、副本部長に事故があるときは、その職務を代行する。

(オ) 部長は、所属部員を指揮監督し、所管事務の執行にあたる。

# 参 考 资 料



## 目 次

1 砂防指定河川一覧表	1
2 水防施設資器材表	6
資料 水防法（抜粋）	8



1 砂防指定河川一覧表

河川名			溪流名	位置		巾左右各岸	指定年月日
幹流	支流	小支流		大字	字		
岸田川			岸田川	岸田 他 1	上ノ山 他 59	70	S 18. 3. 13
岸田川	田井川		田井川	田中 他 2	古道 他 19	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川		味原川	浜坂	下夕山 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川	三谷川	三谷川	三谷 他 1	村奥 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川	上ラ山川	上ラ山川	浜坂	上ラ山	20	S 18. 3. 13
岸田川	味原川		上ラ山川	浜坂	上ラ山		H元. 10. 21
岸田川	久斗川		久斗川	久斗山他 4	本谷奥 他 16	40	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥村川	奥村川	対田	奥田 他 14	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥村川	大谷川	対田	大谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	久谷川	久谷 他 1	キグワ 他 28	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	和田川	和田 他 2	イシク谷口 他52	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	赤崎川	赤崎	三尾瀬 他 13	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	下住川	和田	石田 他 24	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	久谷川	瀬間谷川	久谷	セバ谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	奥山川	奥山川	正法庵	奥山 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	三谷山川	三谷山川	辺地	三谷山 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	亀谷川	亀谷川	藤尾	亀谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	鹿間川	鹿間川	藤尾	鹿間谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川		鹿間川	藤尾	鹿間谷、方ノ谷		H元. 1. 21
岸田川	久斗川	大味川	大味川	境	ムスン谷 他 14	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	大味川	大滝川	久斗山 他1	大滝 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	大滝川		ワシン谷川及び支川	久斗山	ワシン谷	40	S 49. 10. 9
岸田川	久斗川	猪之奥川	猪之奥川	境		10	S 37. 4. 28
岸田川	久斗川	ツヅライ川	ツヅライ川	久斗山	坂本 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	西谷川	西谷川	久斗山	大山 他 10	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	門谷川	門谷川	久斗山	門谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	宮谷川	宮谷川	久斗山	クリヲロ他10	25	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川		宮谷川	久斗山	宮谷、大宮谷、クリヲロ		S 63. 3. 26
岸田川	久斗川	宮谷川	シラ木川	久斗山	シラ木	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	宮谷川	小宮谷川	久斗山	小宮谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	イモジ川	イモジ川	久斗山	イモジロ 他4	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	焼尾川	焼尾川	久斗山	焼尾 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	久斗川	ヨロン谷川	ヨロン谷川	久斗山	ヨロン谷 他1	20	S 18. 3. 13
岸田川	段川		段川	七釜	西奥山 他 11	30	S 18. 3. 13
岸田川	田君川		田君川	千原 他 2	後山 他 21	150	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	三成川	三成川	栃谷	若栃口 他 9	50	S 18. 3. 13

岸田川	田君川	細見谷川	細見谷川	竹田 他 1	細見谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	田君川	糸城川	糸城川	竹田	糸城	30	S 18. 3. 13
岸田川	三谷山川		三谷山川	古市	三谷山 他 8	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川		熊谷川	伊角 他 1	神田 他 24	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大八屋川	大八屋川	金屋	大八屋西他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	数久谷川	数久谷川	歌長 他 3	堀越 他 17	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	数久谷川	大畑川	歌長	大畑	25	S 37. 4. 28
岸田川	熊谷川	仁連寺川	仁連寺川	熊谷	家ノ奥 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	シワガラ川	熊谷	下六郎 他 9	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	間谷川	熊谷	間谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	ゼイナ川	熊谷	ゼイナ 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	シワガラ川	中谷川	熊谷	ゼイナ 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	穴谷川	穴谷川	熊谷	穴谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	フタメ川	フタメ川	熊谷	フタメ 他 1	30	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	長谷川	長谷川	熊谷	大熊 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	ササンベ川	ササンベ川	熊谷	ササンベ	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	橋ヶ谷川	橋ヶ谷川	熊谷	橋ヶ谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	徳谷川	徳谷川	熊谷	徳谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	ミコ谷川	ミコ谷川	伊角	柿平	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	庄谷川	庄谷川	伊角	庄谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	浦栃川	浦栃川	伊角	浦栃 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大宮川	大宮川	伊角	大宮谷 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	横谷川	横谷川	伊角	横谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	譲り葉川	譲り葉川	伊角	譲り葉 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	虫尾川	虫尾川	伊角	虫尾 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	浅谷川	浅谷川	伊角	浅谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	神田川	神田川	伊角	神田	20	S 18. 3. 13
岸田川			谷奥川	井土	杉谷、谷奥		S 62. 1. 26
岸田川	天ノ谷川		天ノ谷川	井土	天ノ谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川		春来川	春来 他 3	尾崎 他 53	40	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	三谷川	三谷川	細田	シヨバラ他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	済谷川	済谷川	湯 他 1	済谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	鳥ノ奥川	鳥ノ奥川	湯	鳥ノ奥 他 6	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	稲負谷川	湯	滝谷山 他 17	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	滝見ヶ原川	湯	愛宕山 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	小神谷川	湯	小神谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	釜町川	湯	釜町 他 2		S 60. 7. 13
岸田川	春来川	稲負谷川	大神谷川	湯	大神谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	桑谷川	桑谷川	歌長 他 1	桑谷 他 3	20	S 18. 3. 13

岸田川	春来川	ゴウロ川	ゴウロ川	歌長	向山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	高山川	歌長	カンマチ他 1	25	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	古賀谷川	歌長	桑谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	高山川	清水谷川	歌長	清水谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	芦谷川	芦谷川	歌長	後山 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川		芦谷川	歌長	後山 他 2		S 60. 10. 31
岸田川	春来川	山口川	山口川	多子	十字谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	山口川	インゲ谷川	歌長	向山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	地蔵谷川	地蔵谷川	歌長	大未 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	和津川	和津川	多子 他 1	ワズ谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	小豆谷川	小豆谷川	歌長	小豆谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	小瀬川	小瀬川	歌長	小瀬	20	S 18. 3. 13
岸田川	春来川	茅ノ谷川	茅ノ谷川	歌長	茅ノ谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	西ヶ谷川		西ヶ谷川	竹田	西ヶ谷 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川			下道川	竹田	上中		S 60. 2. 12
岸田川	所谷川		所谷川	竹田	所谷 他 7	20	S 18. 3. 13
岸田川	中谷川		中谷川	竹田	向山	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川		照来川	切畑 他 6	大谷 他 6	40	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	登り尾川	登り尾川	竹田	登り尾	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	五反谷川	五反谷川	飯野	五反谷	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	杉谷川	杉谷川	飯野	北垣	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	相谷川	相谷川	飯野	相谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	奥山川	奥山川	飯野	奥山 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	ホウキ川	ホウキ川	飯野	吉谷 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	前田川	前田川	塩山 他 1	灰子 他 5	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	前田川	坂本川	塩山 他 1	池田 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	中辻川	中辻川	中辻 他 2	大谷 他 16	20	S 18. 3. 13
岸田川	照来川	中辻川	久谷川	中辻	大関谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	寺谷川		寺谷川	千原	ヤナセ 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	白谷川		白谷川	千原	白谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	楠谷川		楠谷川	千原	楠谷 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	坂本川		坂本川	千原 他 1	坂本 他 4	40	S 18. 3. 13
岸田川	隠尻川		隠尻川	鐘尾	隠尻 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	古道川		古道川	鐘尾	蓼原 他 8	40	S 18. 3. 13
岸田川	オミキ川		オミキ川	千谷	北谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川			オミキ川	千谷	北谷		S 63. 10. 31
岸田川	霧谷川		霧谷川	千谷	長原 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川		千谷川	千谷 他 1	スス田 他 15	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	長谷川	長谷川	千谷	木ノ根 他 1	20	S 18. 3. 13

岸田川	千谷川	木ノ根川	木ノ根川	千谷	木ノ根 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	高田川	高田川	千谷	高田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	長ノ谷川	長ノ谷川	千谷	南谷 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	千谷川	後山川	後山川	越坂	勝負町 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	滝谷川		滝谷川	宮脇	上エナゴ他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川		小又川	海上 他 3	口西山 他 32	30	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	滝谷川	滝谷川	海上	橋詰 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	梨木谷川	梨木谷川	海上	梨木谷 他 4	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	尾ノ谷川	尾ノ谷川	海上	東尾 他 6	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	セジキ谷川	セジキ谷川	海上	高田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	高田川	高田川	海上	高田 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	クゼン畑川	クゼン畑川	海上	クゼン畑他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	小又川	セスガ谷川	セスガ谷川	海上	セスガ谷他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	寸原川		寸原川	前	小林 他 3	100	S 18. 3. 13
岸田川	田中川		田中川	岸田	前田 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川			猪谷川	岸田	猪谷		S 62. 1. 26
岸田川	鎧谷川		鎧谷川	岸田	石原	20	S 18. 3. 13
岸田川	宝谷川		宝谷川	岸田	上栃間 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	石原川		石原川	岸田	石原	20	S 18. 3. 13
岸田川	前原川		前原川	岸田	ゴウロ 他 3	20	S 18. 3. 13
岸田川	荒神山川		荒神山川	岸田	上肘田 他 2	20	S 18. 3. 13
岸田川	霧ヶ谷川		霧ヶ谷川	岸田	上ノ山 他 1	20	S 18. 3. 13
岸田川	熊谷川	大八屋川	大八屋川	金屋	大八屋西		H 5. 3. 2
間塩川			間塩川	三尾	西尾坂 他 2	20	S 18. 3. 13
三尾川			三尾川	三尾	中倉 他 8	20	S 18. 3. 13
三尾川	瀧谷川		瀧谷川	三尾	大谷 他 3	20	S 18. 3. 13
小三尾川			小三尾川	三尾	鳥崎 他 4	20	S 18. 3. 13
宮谷川			宮谷川	芦屋	今在家		S 26. 6. 11
宮谷川			宮谷川	芦屋、浜坂	宮ノ谷 他 1		S 57. 12. 2
大栃川			大栃川	諸寄	深イゴ 他 5	40	S 18. 3. 13
大栃川	赤川		赤川	諸寄	青葉 他 6	30	S 18. 3. 13
大栃川	松堀川		松堀川	諸寄	松堀ノ上他 4	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川		二又川	諸寄	正丸 他 14	40	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	柏谷川	柏谷川	諸寄	柏谷 他 5	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	京屋川	京屋川	諸寄	京屋ノ上他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	二又川	出合川	出合川	諸寄	長谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	下戸町川		下戸町川	諸寄	桑谷 他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	奥戸町川		奥戸町川	諸寄	砥谷ノ上他 1	30	S 18. 3. 13
大栃川	砥谷川		砥谷川	諸寄	砥谷 他 1	30	S 18. 3. 13

大栃川	七龍川		七龍川	諸寄	砥谷ノ上他 3	30	S 18. 3. 13
釜屋川			釜屋川	釜屋	六訓谷 他 9	30	S 18. 3. 13
釜屋川	西谷川		西谷川	釜屋	西ノ谷 他 2	30	S 18. 3. 13
結川			結川	居組	大鷲 他 27	30	S 18. 3. 13
結川	寺井川		寺井川	居組	寺井 他 5	30	S 18. 3. 13
結川			寺井川	居組	寺井		S 63. 3. 18
結川	大坂川		大坂川	居組	大坂 他 3	30	S 18. 3. 13
結川	居組谷川		居組谷川	居組	居組谷 他 2	30	S 18. 3. 13
結川	皆瀬川		皆瀬川	居組	皆瀬谷 他 3	30	S 18. 3. 13

## 2 水防施設資器材表

品名	数量	資器材配備場所	備考
毛布	67	防災倉庫（宇都野町）	
〃	225	浜坂分団格納庫	
〃	50	もみじホール	
ボルトクリップ	4	防災倉庫（宇都野町）	
ジャッキ	10	防災倉庫（宇都野町）	
ノコギリ	20	防災倉庫（宇都野町）	
〃	5	水防倉庫（出合）	
トラロープ	10	防災倉庫（宇都野町）	
ロープ	10	防災倉庫（宇都野町）	
〃	10	水防倉庫（出合）	
PPロープ	5	水防倉庫（出合）	
番線	5	水防倉庫（出合）	
針金	2	水防倉庫（出合）	
給食トレイ	250	防災倉庫（宇都野町）	
ハンドマイク	9	防災倉庫（宇都野町）	
チェーンブロック	9	防災倉庫（宇都野町）	1 t 用
投光器	20	防災倉庫（宇都野町）	
安全コート	11	防災倉庫（宇都野町）	
雨ガッパ	100	水防倉庫（出合）	
ブルーシート	52	防災倉庫（宇都野町）	
〃	5	水防倉庫（出合）	
バール	32	防災倉庫（宇都野町）	
〃	6	消防センター（役場）	
担架	10	防災倉庫（宇都野町）	
ゴム手袋	1,540	防災倉庫（宇都野町）	
斧	20	防災倉庫（宇都野町）	
バチツル柄	17	防災倉庫（宇都野町）	ツルハシの柄
ツルハシ（頭のみ）	20	防災倉庫（宇都野町）	1.5 kg
ツルハシ	5	水防倉庫（出合）	
〃	5	消防センター（役場）	
ハンマー	2	防災倉庫（宇都野町）	
両口ハンマー	18	防災倉庫（宇都野町）	
〃	1	消防センター（役場）	
〃	12	水防倉庫（出合）	
消火用バケツ	100	防災倉庫（宇都野町）	
〃	50	水防倉庫（出合）	
ポリバケツ	10	水防倉庫（出合）	

ポリ缶	15	水防倉庫（出合）	180入
ヘルメット	96	防災倉庫（宇都野町）	
〃	10	水防倉庫（出合）	
ドラムキーパー	100	防災倉庫（宇都野町）	
ドラム	9	防災倉庫（宇都野町）	
〃	3	水防倉庫（出合）	
長靴	10	防災倉庫（宇都野町）	
土のう袋	300	消防センター（役場）	
〃	200	水防倉庫（出合）	
土のう袋（重機用）	100	水防倉庫（出合）	
ショベル	10	消防センター（役場）	
スコップ	4	消防センター（役場）	
〃	18	防災倉庫（宇都野町）	丸
〃	15	水防倉庫（出合）	丸
〃	15	水防倉庫（出合）	角
掛矢	8	消防センター（役場）	
〃	2	水防倉庫（出合）	
鍬	6	消防センター（役場）	
〃	10	水防倉庫（出合）	
鎌	5	水防倉庫（出合）	
α化米	50	温泉総合支所	
鉄杭	100	水防倉庫（出合）	大50、小50
一輪車	3	水防倉庫（出合）	

## 資 料

# 水 防 法（昭和 24 年法律第 1 9 3 号）（抜粋）

### 第 1 章 総則

#### （目的）

第 1 条 この法律は、洪水、雨水出水、津波又は高潮に際し、水害を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持することを目的とする。

#### （定義）

第 2 条 この法律において「雨水出水」とは、一時的に大量の降雨が生じた場合において、下水道その他の排水施設に当該降雨を排除できないこと又は下水道その他の排水施設から河川その他の公共の水域若しくは海域に当該降雨を排除できないことによる出水をいう。

2 この法律において「水防管理団体」とは、次条の規定により水防の責任を有する市町村（特別区を含む。以下同じ。）又は水防に関する事務を共同に処理する市町村の組合（以下「水防事務組合」という）若しくは水害予防組合をいう。

3 この法律において「水防管理者」とは、水防管理団体である市町村の長又は水防事務組合の管理者若しくは水害予防組合の管理者をいう。

4 この法律において「消防機関」とは、消防組織法（昭和 2 2 年法律第 2 2 6 号）第 9 条に規定する消防の機関をいう。

5 この法律において「消防機関の長」とは、消防本部を置く市町村にあつては消防長を、消防本部を置かない市町村にあつては消防団の長をいう。

6 この法律において「水防計画」とは、水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくは閘門の操作、水防のための水防団、消防機関及び水防協力団体（第 3 6 条第 1 項の規定により指定された水防協力団体をいう。以下第 4 章までにおいて同じ。）の活動、一の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者（河川法（昭和 3 9 年法律第 1 6 7 号）第 7 条（同法第 1 0 0 条第 1 項において準用する場合を含む。）に規定する河川管理者をいう。第 7 条第 3 項において同じ。）及び同法第 9 条第 2 項又は第 5 項の規定により都道府県知事又は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長が河川法第 9 条第 2 項に規定する指定区間内の一級河川（同法第 4 条第 1 項に規定する一級河川をいう。以下同じ。）の管理の一部を行う場合における当該都道府県又は当該指定都市の長並びに下水道管理者（下水道法（昭和 3 3 年法律第 7 9 号）第 4 条第 1 項に規定する公共下水道管理者、同法第 2 5 条の 2 3 第 1 項に規定する流域下水道管理者及び同法第 2 7 条第 1 項に規定する都市下水路管理者をいう。第 7 条第 4 項において同じ。）の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

7 この法律において「量水標等」とは、量水標、験潮儀その他の水位観測施設をいう。

8 この法律において「水防警報」とは、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

## 第2章 水防組織

(市町村の水防責任)

第3条 市町村は、その区域における水防を十分に果たすべき責任を有する。ただし、水防事務組合が水防を行う区域及び水害予防組合の区域については、この限りでない。

(指定水防管理団体)

第4条 都道府県知事は、水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体を指定することができる。

(水防の機関)

第5条 水防管理団体は、水防事務を処理するため水防団を置くことができる。

2 前条の規定により指定された水防管理団体（以下「指定管理団体」という。）は、その区域内にある消防機関が水防事務を十分に処理することができないと認める場合においては、水防団を置かなければならない。

3 水防団及び消防機関は、水防に関しては水防管理者の所轄の下に行動する。

(公務災害補償)

第6条の2 水防団長又は水防団員が公務により死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は公務による負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防団長又は水防団員の属する水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

## 第3章 水防活動

(河川等の巡視)

第9条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、随時区域内の河川、海岸堤防、津波防護施設（津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）第2条第10項に規定する津波防護施設をいう。以下この条において同じ。）等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸堤防、津波防護施設等の管理者に連絡して必要な措置を求めなければならない。

(国の機関が行う洪水予報)

第10条 気象庁長官は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を国土交通大臣及び関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ放送機関、新聞社、通信社その他の報道機関（以下「報道機関」という。）の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

2 国土交通大臣は、二以上の都府県の区域にわたる河川その他の流域面積が大きい河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれがあると認められるときは水位又は流量を、はん濫した

後においては水位若しくは流量又ははん濫により浸水する区域及びその水深を示して当該河川の状況を関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 3 都道府県知事は、前二項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者（量水標等の管理者をいう。以下同じ。）に、その受けた通知に係る事項（量水標管理者にあつては、洪水又は高潮に係る事項に限る。）を通知しなければならない。

（都道府県知事が行う洪水予報）

第11条 都道府県知事は、前条第2項の規定により国土交通大臣が指定した河川以外の流域面積が大きい河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

（水位の通報及び公表）

第12条 都道府県の水防計画で定める水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがあることを自ら知り、又は第10条第3項若しくは前条第1項の規定による通知を受けた場合において、量水標等の示す水位が都道府県知事の定める通報水位を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところより関係者に通知しなければならない。

- 2 都道府県の水防計画で定める量水標管理者は、量水標等の示す水位が警戒水位（前項の通報水位を超える水位であつて洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして都道府県知事が定める水位をいう。以下同じ。）を超えるときは、その水位の状況を、都道府県の水防計画で定めるところにより、公表しなければならない。

（国土交通大臣又は都道府県知事が行う洪水に係る水位情報の通知及び周知）

第十三条 国土交通大臣は、第十条第二項の規定により指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間外の一級河川で洪水により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位（警戒水位を超える水位であつて洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位をいう。次項において同じ。）を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して関係都道府県知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。

- 2 都道府県知事は、第十条第二項又は第十一条第一項の規定により国土交通大臣又は自らが指定した河川以外の河川のうち、河川法第九条第二項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第五条第一項に規定する二級河川で洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水特別警戒水位を定め、当該河川の水位がこれに達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して直ちに都道府県の水防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による通知を受けた場合においては、直ちに都道府県の水

防計画で定める水防管理者及び量水標管理者に、その受けた通知に係る事項を通知しなければならない。

(洪水浸水想定区域)

第14条 国土交通大臣は次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第10条第2項又は第13条第1項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第3条第1項の規定により指定した河川
- 三 前二号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間外の一級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 都道府県知事は、次に掲げる河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定最大規模降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第11条第1項又は第13条第2項の規定により指定した河川
- 二 特定都市河川浸水被害対策法第3条第4項から第6項までの規定により指定した河川
- 三 前2号に掲げるもののほか、河川法第9条第2項に規定する指定区間内の一級河川又は同法第5条第1項に規定する二級河川のうち洪水による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

3 前二項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

(高潮浸水想定区域)

第14条の3 都道府県知事は、次に掲げる海岸について、高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、国土交通省令で定めるところにより、想定し得る最大規模の高潮であつて国土交通大臣が定める基準に該当するものにより当該海岸について高潮による氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域を高潮浸水想定区域として指定するものとする。

- 一 第13条の3の規定により指定した海岸
- 二 前号に掲げるもののほか、当該都道府県の区域内に存する海岸のうち高潮による災害の発生を警戒すべきものとして国土交通省令で定める基準に該当するもの

2 前項の規定による指定は、指定の区域、浸水した場合に想定される水深その他の国土交通省令で定める事項を明らかにしてするものとする。

(浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置)

第15条 市町村防災会議（災害対策基本法第16条第1項に規定する市町村防災会議をいい、

これを設置しない市町村にあっては、当該市町村の長とする。次項において同じ。)は、第14条第1項若しくは第2項の規定による洪水浸水想定区域の指定、第14条の2第1項若しくは第2項の規定による雨水出水浸水想定区域の指定又は前条第1項の規定による高潮浸水想定区域の指定があったときは、市町村地域防災計画(同法第42条第1項に規定する市町村地域防災計画をいう。以下同じ。)において、少なくとも当該洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。ただし、第4号ハに掲げる施設について同号に掲げる事項を定めるのは、当該施設の所有者又は管理者からの申出があった場合に限る。

一 洪水予報等(第10条第1項若しくは第2項又は第11条第1項の規定により気象庁長官、国土交通大臣及び気象庁長官又は都道府県知事及び気象庁長官が行う予報、第13条第1項若しくは第2項、第13条の2又は第13条の3の規定により国土交通大臣、都道府県知事又は市町村長が通知し又は周知する情報その他の人的災害を生ずるおそれがある洪水、雨水出水又は高潮に関する情報をいう。次項において同じ。)の伝達方法

二 避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項

三 災害対策基本法第48条第1項の防災訓練として市町村長が行う洪水、雨水出水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項

四 浸水想定区域(洪水浸水想定区域、雨水出水浸水想定区域又は高潮浸水想定区域をいう。第3項において同じ。)内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

イ 地下街等(地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設(地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であって、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。)をいう。次条において同じ。)でその利用者の洪水時、雨水出水時又は高潮時(以下「洪水時等」という。)の円滑かつ迅速な避難の確保及び洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

ロ 要配慮者利用施設(社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設をいう。第15条の3において同じ。)でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図る必要があると認められるもの

ハ 大規模な工場その他の施設(イ又はロに掲げるものを除く。)であって国土交通省令で定める基準を参酌して市町村の条例で定める用途及び規模に該当するもの(第15条の4において「大規模工場等」という。)でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの

五 その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

2 市町村防災会議は、前項の規定により市町村地域防災計画において同項第四号に掲げる事項を定めるときは、当該市町村地域防災計画において、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、当該各号に定める者への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

一 前項第四号イに掲げる施設(地下に建設が予定されている施設及び地下に建設中の施設を除く。)当該施設の所有者又は管理者及び次条第九項に規定する自衛水防組織の構成員

二 前項第四号ロに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者(第15条の3第7項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組

織の構成員)

三 前項第四号ハに掲げる施設 当該施設の所有者又は管理者（第15条の4第1項の規定により自衛水防組織が置かれたときは、当該施設の所有者又は管理者及び当該自衛水防組織の構成員）

3 浸水想定区域をその区域に含む市町村の長は、国土交通省令で定めるところにより、市町村地域防災計画において定められた第1項各号に掲げる事項を住民、滞在者その他の者（第15条の11において「住民等」という。）に周知させるため、これらの事項（次の各号に掲げる区域をその区域に含む市町村にあっては、それぞれ当該各号に定める事項を含む。）を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。

一 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の土砂災害警戒区域 同法第8条第3項に規定する事項

二 津波防災地域づくりに関する法律第53条第1項の津波災害警戒区域 同法第55条に規定する事項

（要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等）

第15条の3 第15条第1項の規定により市町村地域防災計画にその名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

2 前項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項の規定による計画を作成したときは、遅滞なく、これを市町村長に報告しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

3 市町村長は、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が同項に規定する計画を作成していない場合において、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため必要があると認めるときは、当該要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 市町村長は、前項の規定による指示を受けた第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

5 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、同項に規定する計画で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のための訓練を行うとともに、その結果を市町村長に報告しなければならない。

6 市町村長は、第2項又は前項の規定により報告を受けたときは、第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言又は勧告をすることができる。

7 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、同項の要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を行う自衛水防組織を置くよう努めなければならない。

8 第1項の要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、前項の規定により自衛水防組織を置いたときは、遅滞なく、当該自衛水防組織の構成員その他の国土交通省令で定める事項を市町村長に報告しなければならない。当該事項を変更したときも、同様とする。

（水防警報）

第16条 国土交通大臣は、洪水、津波又は高潮により国民経済上重大な損害を生ずるおそれがあると認めて指定した河川、湖沼又は海岸について、都道府県知事は、国土交通大臣が指定した河川、湖沼又は海岸以外の河川、湖沼又は海岸で洪水、津波又は高潮により相当な損害を生ずるおそれがあると認めて指定したものについて、水防警報をしなければならない。

2 国土交通大臣は、前項の規定により水防警報をしたときは、直ちにその警報事項を関係都道府県知事に通知しなければならない。

3 都道府県知事は、第1項の規定により水防警報をしたとき、又は前項の規定により通知を受けたときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、直ちにその警報事項又はその受けた通知に係る事項を関係水防管理者その他水防に關係のある機関に通知しなければならない。

4 国土交通大臣又は都道府県知事は、第1項の規定により河川、湖沼又は海岸を指定したときは、その旨を公示しなければならない。

#### (水防団及び消防機関の出動)

第17条 水防管理者は、水防警報が発せられたとき、水位が警戒水位に達したときその他水防上必要があると認めるときは、都道府県の水防計画で定めるところにより、水防団及び消防機関を出動させ、又は出動の準備をさせなければならない。

#### (優先通行)

第18条 都道府県知事の定める標識を有する車両が水防のため出動するときは、車両及び歩行者は、これに進路を譲らなければならない。

#### (緊急通行)

第19条 水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は、水防上緊急の必要がある場所に赴くときは、一般交通の用に供しない通路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

#### (水防信号)

第20条 都道府県知事は、水防に用いる信号を定めなければならない。

2 何人も、みだりに前項の水防信号又はこれに類似する信号を使用してはならない。

#### (警報区域)

第21条 水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域から退去を命ずることができる。

2 前項の場所においては、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、同項に規定する者の職権を行うことができる。

#### (警察官の援助の要求)

第22条 水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、警察署長に対して、警察官の出動を求めることができる。

(応援)

第23条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者は、他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。応援を求められた者は、できる限りその求めに応じなければならない。

2 応援のため派遣された者は、水防については応援を求めた水防管理者の所轄の下に行動するものとする。

3 第1項の規定による応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとする。

4 前項の規定により負担する費用の額及び負担の方法は、当該応援を求めた水防管理団体と当該応援を求められた水防管理団体又は市町村とが協議して定める。

(居住者等の水防義務)

第24条 水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防のためやむを得ない必要があるときは、当該水防管理団体の区域内に居住する者、又は水防の現場にある者をして水防に従事させることができる。

(決壊の通報)

第25条 水防に際し、堤防その他の施設が決壊したときは、水防管理者、水防団長、消防機関の長又は水防協力団体の代表者は、直ちにこれを関係者に通報しなければならない。

(決壊後の処理)

第26条 堤防その他の施設が決壊したときにおいても、水防管理者、水防団長、消防機関の長及び水防協力団体の代表者は、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めなければならない。

(水防通信)

第27条 何人も、水防上緊急を要する通信が最も迅速に行われるように協力しなければならない。

2 国土交通大臣、都道府県知事、水防管理者、水防団長、消防機関の長又はこれらの者の命を受けた者は、水防上緊急を要する通信のために、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5号に規定する電気通信事業者がその事業の用に供する電気通信設備を優先的に利用し、又は警察通信施設、気象官署通信施設、鉄道通信施設、電気事業通信施設その他の専用通信施設を使用することができる。

(公用負担)

第28条 水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、若しくは収用し、車両その他の運搬具機器若しくは排水用機器を使用し、又は工作物その他の障害物を処分することができる。

2 前項に規定する場合において、水防管理者から委任を受けた者は、水防の現場において、必要な土地を一時使用し、土石、竹木その他の資材を使用し、又は車両その他の運搬用機器若しくは排水用機器を使用することができる。

3 水防管理団体は、前2項の規定により損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償しなければならない。

(立退きの指示)

第29条 洪水、雨水出水、又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合においては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

## 第7章 雑則

(第24条の規定により水防に従事した者に対する災害補償)

第45条 第24条の規定により水防に従事した者が水防に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは病気にかかり、又は水防に従事したことによる負傷若しくは病気により死亡し、若しくは障害の状態となったときは、当該水防管理団体は、政令で定める基準に従い、市町村又は水防事務組合にあっては条例で、水害予防組合にあっては組合会の議決で定めるところにより、その者又はその者の遺族がこれらの原因によって受ける損害を補償しなければならない。

(表彰)

第46条 国土交通大臣は、水防管理者の所轄の下に水防に従事した者で当該水防に関し著しい功労があると認められるものに対し、国土交通省令で定めるところにより、表彰を行うことができる。

(報告)

第47条 国土交通大臣及び消防庁長官は、都道府県又は水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

2 都道府県知事は、都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な報告をさせることができる。

(勧告及び助言)

第48条 国土交通大臣は都道府県又は水防管理団体に対し、都道府県知事は都道府県の区域内における水防管理団体に対し、水防に関し必要な勧告又は助言をすることができる。

(資料の提出及び立入り)

第49条 都道府県知事又は水防管理者は、水防計画を作成するために必要があると認めるときは、関係者に対して資料の提出を命じ、又は当該職員、水防団長、水防団員若しくは消防機関に属す

る者をして必要な土地に立ち入らせることができる。

- 2 都道府県の職員、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、前項の規定により必要な土地に立ち入る場合においては、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。